

厚 岸 町 議 会 第 1 回 定 例 会 議 事 日 程

(1 8 . 3 . 2 0)

日 程	議 案 番 号	件 名
		(平成18年度各会計予算審査特別委員会)

厚岸町議会 平成18年度各会計予算審査特別委員会会議録

平成18年 3 月20日

午前10時00分開会

- 委員長（室崎委員） ただいまより平成18年度各会計予算審査特別委員会を開会いたします。

17日に引き続き、議案第7号 平成18年度厚岸町一般会計予算を議題とし、審査を進めてまいります。

予算書271ページ、9款3項3目教育振興費から入ります。ここが前日途中でしたので、ここから始めてまいります。

3目教育振興費、ございませんか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） なければ、先へ進みます。

4項幼稚園費、1目幼稚園費。

12番。

- 谷口委員 私立幼稚園の就園奨励費なんですが、さきに厚生文教常任委員会の方に奨励費の変更について説明をされているんですが、その内容について具体的に説明をしていただきたいというふうに思います。

- 委員長（室崎委員） 管理課長。

- 教委管理課長（米内山課長） 答えいたします。

幼稚園就園奨励費でございますけれども、これにつきましても、さきに要保護・準要保護の分の就学援助費と同様に、実は財政シミュレーションの中に組み込まれてございます。その中で、幼稚園就園奨励につきましては、まず該当する所得制限が高いのではないかなという部分から検討させていただきました。しかし、その部分の検討では、やはりさきの要・準と同じく、当たらなくなる人の影響が急激であるというような判断から、内容の検討をさせていただきました。

その中で、まず、今まで幼稚園就園奨励につきましては、国の補助がございました。3分の1補助。これも例外なく人数は上がるというような中で、実は補助自体も下がってきて、最終的には22%ぐらいまで落ち込んでございます。

そのような中、どのような検討ということで協議してまいりましたけれども、実は国の限度額の基準というものの発想が、ある一定の幼稚園でかかる入園料及び保育料、これの平均を立てまして、その平均に基づきましていろいろな各層の補助を割り振りしているというような状況でございます。これに基づいて私どもも、町の基準としましては、

その基準をもとに今まで補助してきたという内容でございますけれども、実はその平均単価というものが全国平均ということで、実は今の町の実情、町における、幼稚園2つ、私立幼稚園でございますけれども、その2つの幼稚園の入園料、それから保育料、同じであります、実は20万5,000円という金額でございます。しかし、この補助がベースとなって計算されています平均の部分につきましては、全国平均につきましては、17年度ベースで28万2,000円ということで、かなり格差がございました。まず、その平均ベースの中で計算されているのであれば、やはり厚岸町としては実態に合わせた中で計算してもいいのではないかというような発想の中から、実は厚岸町の入園料、保育料、20万5,000円をベースに、国の基準の配分に基づきまして一度、配分の見直しをしました。

しかしながら、国の配分の内容で配分しますと、実は低所得者の方に対する影響がかなり大きくなるというような中で、実はその部分を調整する。全体金額では変わらないというような中で、実は所得各層が同じくらいの影響額になるような、できれば所得の少ない世帯については影響をできるだけ抑えられるような、そういう配分表を町独自でつくりまして、18年度から運用させていただこうというものでございます。

それと、影響額でございますが、新しい配分表に基づきまして計算いたしますと、約120万円程度になるようでございます。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 それで、今回この一番影響を受けるのは、どのランクの人たちが影響を受けることになるのでしょうか。

●委員長（室崎委員） 管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） 階層区分で申し上げますと、全部の階層区分で平均的に影響があります。一番所得の少ない部分で1万4,700円、それから一番所得の多い部分で1万8,500円の影響額となっております。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 結果的に、今回こういう補助の変更を行うわけですがけれども、実際この厚岸町内の子供たちの幼稚園に対する今までの、子供が非常に少子化傾向にある中で、今回こういう補助金の変更等を行うことによる入園の変更、あるいは保育所へ移るとか、そういうことは今回これによっても出ていないのでしょうか。

●委員長（室崎委員） 管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） 事業実施につきましては、変更につきましては平成18年度ということでございますから、実際の幼稚園に対する入園の状況というものはどの程度影響するかというのは、まだ今のところわかってはおりませんが、ただ、私立幼稚園

の入園募集の際には、やはりこの辺のところを早目にお知らせした中で募集をかけていただくというようなことで、昨年度、実は配慮してきましたので、その中で今回も募集されております。

先日といいますか、大体の見通しがついた中では具体的な金額も提示させていただきましたので、その中で募集をかけていらっしゃるというふうに思いますが、実際のところどの程度影響ということは、今のところわからない部分でございます。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 前年度と比較して入園希望者がどうなっているのかという、その辺の調査は押さえているんですか。ふえているとか、減っているとか、両幼稚園について。

●委員長（室崎委員） 管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） 入園希望者の数字は、今現在押さえてございません。

●谷口委員 いいです。

●委員長（室崎委員） 1目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先へ進みます。

5項社会教育費、1目社会教育総務費、ございませんか。

12番。

●谷口委員 ここでちょっとお伺いしたいんですが、子供たちの事件、事故さまざまあるんですが、この間もちょっとお伺いしたんですが、さきに町内の学校で教職員による子供に対する事件がありましたよね。その後の対応というのはどういうふうにしたのか、ちょっとお伺いしたいんですが。

●委員長（室崎委員） 指導室長。

●教委指導室長（酒井室長） お答えいたします。

その後の対応ということでございますので、その後、私どもの方でどのような対応をとってきたかということについてお話をさせていただきます。

まず、1つは釧路教育局との関係ですが、事件後、教育局とは毎日電話並びにファクスでやりとりをしております。その中身といいますのは、本町における学校の対応の状況であったり、あるいは警察署の動きであったり、教育委員会の対応の仕方であったりということを局に毎日報告を上げ、局の方からの指導助言を仰ぎながら、私の方

からそれぞれ、特に学校の方に対して具体的にこのような対応をお願いしたいということで、学校の方にはそういうふうに連絡をしております。それは毎日続けております。

それから、学校の対応ですけれども、学校の方は当該生徒含めて在籍生徒へのケアということで、カウンセラーの派遣の要望がありまして、こちらの方で手だてを講じまして、これもまた教育局をお願いをしながら、スクールカウンセラーの派遣を要請し、日程のつく範囲内で学校に派遣をしているというようなことを継続しておりました。

それから、学校のその他の動きですが、学校としては地域、PTAへの説明をし、その中で今後の学校の信頼回復に向けての取り組みということで説明をしているところでございます。

大まかに申し上げますと、そんなようなことになります。具体的な例になりますが。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 この問題は、やっぱり地域に対する子供たちあるいは青少年の健全育成ということからすると、非常に大きな問題ですよ。これは、ただ学校内だけではなくて、地域に対しても非常に大きな影響力のある問題だと思うんですよ。そうすると、私、先ほど振興費で聞こうかなと思ったんですけれども、やはりこの問題をきちんと青少年問題協議会だとか、そういう場でもこういう問題に対する適切な対応をすべてとっていかねば困るのではないのかなというふうに思うんですよ。その辺ではどういうふうになって進めていくのかなというふうにお伺いしたいと思います。

それから、もう一つは、子供に対するケアの問題。今、学校カウンセラーの話が出されておりますけれども、小さな学校ですから子供の数は極めて少ないわけですが、当該生徒に対するそういうケアの問題は当然きちんと行われていかなければならないし、それから、それ以外の子供たちの事件に対するショックというか、そういうものも非常に大きいものがあるというふうに聞いているんですよ。そうすると、事件を起こした人の名前を聞いただけでも非常に不愉快というか、当人の名前でもなくてもすごい気になるというふうに聞いているんですよ。そうすると、人事配置も含めてやはりきちんと対応していただかなければ困るのではないのかなというふうに思うんですけれども、その辺ではいかがなんでしょうか。

●委員長（室崎委員） 休憩します。

午前10時16分休憩

午前10時19分再開

●委員長（室崎委員） 再開します。
教育長。

●教育長（富澤教育長） お答えいたします。

このような事件が発生する教職員が出たということ、まことに遺憾に存じております。また、強い憤りを覚えるところであります。

今回の部分につきまして、当該教職員が出た学校については非常に生徒たちのショックも大きいという中で、釧路教育局とも協議する中で非常に配慮した人事異動関係も今回行う予定であります。また、この手のことにつきましては、当然のことながら、あつてはならないことでもありますし、青少協その他の中でも当然話をしていかなければならないというふうに考えているところであります。

こういうふうな部分について言うと、直接、当然当たり前のこととしての部分で、なかなか見過ごしがちなこともあるわけでございますけれども、学校自体がそういうことの申し出に対する危機感というようなものも今回の教訓にして、強く持っていくということも当然大切なことなのではないかなというふうに考えるところであります。

●委員長（室崎委員） 他にございますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先に進みます。

2 目生涯学習推進費、3 目公民館運営費、4 目文化財保護費。
13 番。

●菊池委員 ここで伺いたいします。

国指定重要文化財整備事業、正行寺だと思うんですが、内容の説明をお願いいたします。実施計画によりますと、保存修理となっております。

●委員長（室崎委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（柿崎課長） ただいまのご質問にお答えいたします。

このたび予算化しております、国指定重要文化財であります正行寺本堂の保存整備ということでございます。この正行寺本堂につきましては、創建されたのが1799年でありまして、明治43年に現在地に移築後96年余りを経過し、老朽化が進んでいる状況下にあります。また、平成15年9月の十勝沖地震あるいは一昨年12月10日の地震によりまして被害を受けておりまして、正行寺からも早期の補修を文化庁あるいは北海道に対して要望していたところでございます。

そうした中、16年9月に文化庁の方の調査官が来町しまして現地調査をいたしまして、その結果、屋根の鉄板ぶき部分がさびあるいは漏水が生じている、あるいは建物の軸部については柱の不同沈下により床に不陸が生じている、あるいは床組みの部材にも腐食が見られるということから補修が必要ということでございまして、国の方に働きかけておりましたところ、今年度、国宝重要文化財建造物保存修理国庫補助金ということで、この補助金の内々示を本年に入りましていただいたところでございまして、現在、補助申請に向けて進めているところでございます。

今回の工事につきましては、事業につきましては、作業の工程上、あるいは正行寺さんの方との話し合いも行っておりますけれども、作業工程あるいは財源の手当てということもございまして、18年度と来年19年度の2カ年で行うということでございます。具体的には、本年の7月ごろ着工して、冬期間、12月から3月までは工事の方は休むと、こういうことでございます。

今回の工事の大きな部分につきましては、やはり屋根のふきかえ工事という部分でございます。全体工事の約32%を占めてございまして、これにつきましては、現在の屋根は鉄板ぶきでございますけれども、やはり当町は塩害という部分がかなりひどいという状況でございますので、お寺さんの方からも今後の維持補修を考えた場合には銅板ぶきにしてほしいということで、現在、文化庁の方に対しまして、この部分を認めていただくよう現在進めているところでございます。

今回の事業につきましては、事業主体につきましては所有者である正行寺でございまして、今回予算化している部分につきましては、国が補助率につきまして75%という部分の内々示をいただいておりますので、その残りを北海道、さらには厚岸町、それと所有者である正行寺さんが負担するという内容でございまして、今回の部分につきましては、その厚岸町の負担分ということで、今年度の分339万7,000円を予算計上したところでございます。

全体としましては、2カ年で8,539万9,000円の事業費でございます。このうち、今年度の事業費については4,766万4,000円ということで、先ほど申し上げました町の負担については339万7,000円であります。全体的な町の負担につきましては、711万6,000円の予定で現在取り進めているところでございます。

以上でございます。

●委員長（室崎委員） 13番。

●菊池委員 大変ご丁寧に説明していただきました。本堂を主体にして屋根、着手が18年で、19年までの約2カ年計画ということでございます。

それで、お伺いしますけれども、夏季ですね、夏のシーズン、正行寺には来訪客が訪れておりますが、関心のある人が全国にたくさんおまして、時期になりますと訪れておりますけれども、名簿取りをしておりますけれども、どういう状況でありますか。年間どのくらい入館があつて、どういうところから来ているか、わかりますれば教えてください。

●委員長（室崎委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（柿崎課長） 正行寺本堂を見られる方は町内外からも多いかと思いますが、正行寺さんの方では記帳というような部分がつけられていないというふうに聞いておりますので、その辺の数字につきましては私どもつかまえてございません。

●委員長（室崎委員） 13番。

●菊池委員 記帳していないということは、ないですよ。私、前に行ったときに記帳していましたから。だから、どういう状況になっているかということを知りたいんですよ。確認してください。

●委員長（室崎委員） 休憩します。

午前10時31分休憩

午前10時35分再開

●委員長（室崎委員） 再開します。
生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（柿崎課長） 大変貴重な時間をおとりいただきまして申しわけございません。

ただいま正行寺さんの方にただいまの件を聞いてみますと、私、先ほど記帳の台帳についてはないというお話をしましたけれども、実は本堂の方に備えつけされているようであります。ただ、お見えになる方ほとんどの方が、つけられていないというようなことでございます。

それで、夏場になりますと、個人で、あるいは団体等につきましては、当然住職の方が説明に当たって対応するわけでございますけれども、その辺の人数関係について統計といいますか、についてはちょっとつかまえていないので、その辺の状況についてはわからないということでございましたので。ただ、今後、こういった当町にある国の重要文化財でございますので、そういった点につきましては、正行寺さんの方とも記帳あるいはお見えになる方のその辺の状況につきまして話し合っていきたいと、このように考えてございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

●委員長（室崎委員） 13番。

●菊池委員 せっかく国の方から8,500万円という大きな予算で補修、保存するような文化財でございますので、やはり人の動きというもの、来訪客ぐらいは、つけていないとはいえますものの、相当前でございますけれども、私が訪問したときには結構書いてありました。ですから、やはり教育委員会といたしましても、常にこういう点につきましては動向ぐらいは把握しておかないと、国で例えば来たときに、どの程度の訪問客がいますかというぐらいの質問はあると思うんですよ。やはり日本の文化のお寺でございますけれども、そういう点については十分留意しながら当局も進めていってほしいと思います。

それで、訪問されたときに記念パンフなど、いわゆる正行寺についての内容を記されたものを出しているんですか。

●委員長（室崎委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（柿崎課長） お答え申し上げます。

前段の部分につきましては、ご指摘のとおり、私ども町内には国の重要文化財、正行寺本堂以外にもございますし、道指定あるいは町指定の文化財もたくさんございますので、教育委員会といたしましても、町外からの来館者の状況、その動向について把握するために、今後こうした点に留意して取り進めてまいりたいと思いますし、正行寺さんの方ともその辺についてお話をさせていただきたいと存じます。

それから、2点目の正行寺さん本堂の来館者へのパンフレットでございますけれども、教育委員会といたしましても、この文化財のこれまでの経過あるいはこの正行寺本堂の文化財としての価値等々につきました説明書、パンフレットを作成し、配布させていただいておりますし、また、正行寺さんご自身の方からもパンフレットを作成して配布しているということで、現在のところ2種類のパンフレットで対応させていただいております。

●菊池委員 よろしいです。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 町指定の文化財ありますよね、個人所有の。これの管理状況等についてはどういうふうに把握されて、あるいは定期的にその管理状況について調査をするような、そういう仕組みになっているのかどうか教えていただきたいんですが。

●委員長（室崎委員） 海事記念館長。

●海事記念館館長（桂川館長） 町指定の文化財につきましては、有形文化財になっているものにつきましては、年に1回、現状調査というか、そういう形で回っております。ほかのものにつきましては、所有者、無形文化財だとかそういうものにつきましては、一応やっている方々にお任せしているという状況なものですから、そのあたりの確認は、こちらの方から行っては行ってはいません。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 町指定の有形文化財ですよ、これの年1回調査されているということなんですが、そういうときの状況で指摘をしなければならないとか、あるいは所有者等からの管理についての意見等があるだとか、そういうことって今までにはどういうことがあったのか、ちょっと教えていただきたいんですが。

●委員長（室崎委員） 海事記念館長。

- 海事記念館館長（桂川館長） 例えばなんですが、有形文化財になっております太田の桑並木だとかにつきましては、牛とかが入ってこないように、さくを設置したり、あと、オソナイ山とか、あるいはアカマツ関係につきましては、以前に樹木医さんに入っていて調べて調査をしているということでもあります。

所有者の方からは、余りそういうふうな意見は伺っておりません。

- 委員長（室崎委員） 12番。

- 谷口委員 そういう外にあるものは、そうやって今話しされているような形で、教育委員会の方でもそういう対応をしているのを私も目にしたことがありますから、わかるんですけども、例えば西野家の行のう帳だとか、いろんなものがありますよね。池田家の蝦夷錦だとかありますけれども、そういうものを管理していく中で、これは個人の所有物で、個人が管理しているわけですよ。そして、それに町が指定をしているわけでしょう。町が指定しているんですよ。

そういうものを管理していく上で、持っている人は非常に管理をすることが大変だというふうに言う人がいるんですよ。町はそうやって指定はするけれども、指定のしっ放しで、結果的に管理するのは、火事も出してはならないし、虫に食われてはならないしという、いろんなことをきちんとやっていかなければならないと。そういう場合に、町はただ指定をただけではないのかと。ですから、これに対する町として、きちんとした保管の方法だとか、あるいは保管をしていく上で、こういうふうにしないと、きちんと保存ができないというようなことだとかのアドバイスだとか、そういうものというのにはやっているんですか。

指定することによって、移動にも大変気を使うというふうにも聞いているんですよ。そうであるならば、やはり町としての一定の対応もしていかなければ、指定しっ放しというのではまずいのではないのかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

- 委員長（室崎委員） 海事記念館長。

- 海事記念館館長（桂川館長） 今お話ありました例えば池田家古文書だとか行のう帳関係ですね、そのあたりの保存につきましては、保管する仕方とか、そのものについては、我々も文化庁だとか道の関係者から聞いて、一応所有者にはお話ししています。

また、例えば国泰寺にありました什器古文書関係の地獄絵図だとか、ああいう指定物件につきましては、条例上、町の予算の範囲内ということで助成はできることになっておりますので、そういう中でも一応修復はしてきております。

ですから、基本的には所有者に管理していただくということを原則に我々としてはお願いしておりますし、また、そういう指導というか、こういうふうにした方がいいですよということは、お話ししています。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 壊れてから修復するのも、それは大事だと思うんですよね。しかし、きちんとした形で保存をしなければならない、そういうふうにしてやっているわけですよね、持っている人たちは。そうすると、例えばどこかで行事がある場合には貸し出しをしなければならない。そのときも、いろんな手続を踏んで貸し出しをして、返ってきたらまたきちんと保存しなければならないと。家の中に博物館を持っているわけですから、そういう人たちの管理をする場合の、町はただ指定をしっ放しではなくて、やはりそういう家が何十年にもわたってそれを保存していかなければならないということになると、何らかの補助だとか、そういうものも含めた手だても考えていかなければならないのではないのかなというふうだと思うんですよね。これからは、なおさら大変になってくるのではないのかなというふうだと思うんですよ。そういう点ではいかがなんでしょうか。

●委員長（室崎委員） 海事記念館長。

●海事記念館館長（桂川館長） 今お話あったとおりだと思いますので、我々も指定して年数的にも相当たっておりますので、各所有者については近いうちに一度またお話ししたいなとは考えておりましたので、そのあたりはもう一度うちの方で検討して、所有者に一応当たってみたいと思います。

●谷口委員 いいです。

●委員長（室崎委員） 他に文化財保護費、ございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先に進みます。

5目博物館運営費、ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 287ページ、6目情報館運営費、ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 291ページ、6項保健体育費、1目保健体育総務費、ございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2目社会体育費、ございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 297ページ、3目温水プール運営費、ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 4目学校給食費。

11番。

●岩谷委員 ちょっと給食費について、二、三点お聞きしたいと思います。

まず、食材関係については、これは町内、町外に分かれておると思うんですけれども、その地元と町外についての比率、それを教えていただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） 答えいたします。

学校給食における食材の購入の町内、町外の比率ということでございますが、学校給食の食材につきましては、一部、学校給食会へ、パンですとか、それから米その他は決まっている部分がございますので、その部分は除かせていただきますと、町外で61.7%、町内で38.3%という比率になってございます。

●委員長（室崎委員） 11番。

●岩谷委員 これは、ほとんど入札か見積もりで行うんですか。

●委員長（室崎委員） 管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） 見積もり合わせで行ってございます。

●委員長（室崎委員） 11番。

●岩谷委員 今こういうことを聞くのは、今年フクハラが入ってきますね。そういう関係で、かなり安い食材が入ってくるんじゃないかなと、そういう気がいたします。そんな中で、あくまでも地元の業者を育成するということでもって地元から買っていただきたいと。

そして、先ほどの比率についても、地元が38%ですか、それと町外が61%というものになっておりますけれども、恐らくこの61%の中にも地元で問屋さんの方から買い求めでできるものがあると思うんですよ。それらについても十分検討しながら町内の業者を

育成していただきたいと思いますので、要望にとどめておきます。

●委員長（室崎委員） 管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） 町内の業者につきましては優先してというような考えは、もちろんございます。ただ、食材の中にはやはり冷凍の部分が多うございまして、この部分につきましては、大型の冷凍庫を持って、それから、学校給食ですから、ある程度数に敏感に対応していただく、こういう必要性がございます。そういうような部分を除けば、やはり肉、野菜、豆腐類関係、このようなもの、面も含めて町内で調達できるものは極力そういうふうにしていきたいし、と思っておりますけれども、ただ、町内業者の中にも、こちらから見積もりをお願いしても出てこなくて、何点か減っている状況もございますし、逆に、こういう商品開発をしたんだけど学校給食では使えないかというような積極的な業者もいらっしゃるしまして、そういった業者につきましては、こちらとしても逆に使えないかと。使うにはどういう加工がこれ以上必要なのかということも含めて協議させていただいている現状でございますので、今後とも努力していきたいと思っております。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

●岩谷委員 よろしいです。

●委員長（室崎委員） 4目学校給食費、他にございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先に進みます。

305ページ、10款災害復旧費、3項土木施設災害復旧費、4目町営住宅災害復旧費。

4項文教施設災害復旧費、1目公立学校施設災害復旧費、ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 11款1項公債費、1目元金、2目利子、3目公債諸費。

12款1項1目給与費。

3番。

●南谷委員 12款1項1目給与費についてお伺いをさせていただきます。

本年度の計画でございますけれども、16億4,322万9,000円、前年度と比較いたしまして7,888万円の減ということで、4.8%の削減が計上されております。この大きな要因でございますが、人員の削減、これが一番ではないのかなという理解をさせていただきました。

平成17年度と対比いたしましたとしても、昨年もたしか特別職が15%、一般職におかれましては1割ということでカットを実施されまして、この1割、15%のカットの部分については同じベースですから、これをそれぞれのカットした上にさらに今年度、前年度と比較してこれほど大きな削減をするのでございますが、この内容についてお尋ねをさせていただきます。と思います。

大きな要因の一つに、やはり何といたっても人件費の関係でございますけれども、平成16年度当初、特別職は4名、18年度は3名になる。一般職においては、平成16年度予算計上時なんですけれども、213名。そして、今年度は、後ろの表を見せていただいたら190名体制。一般職、特別職合計で193名。ですから、217名から大幅に削減になっている。このことがやはりこの7,800万円に大きく起因しているのかなという理解をしております。

そこでお尋ねするんですが、まず特別職、昨年と比較いたしました15%のカット、それから収入役の削減をすることでどのくらいの数字になるのかな。カット部分ですよ。それから、一般職においても人数が変わってきています。ですから、実質の1割カットという数字がどういう感じになるのかなと。去年と対比してどのような数字になりますか。まずもってお尋ねをさせていただきます。

●委員長（室崎委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げます。

いわゆる給料カットの分の影響額でございますけれども、特別職、平成17年度15%カットでございます。4名分で、この影響額が1,033万2,000円でございます。これが18年度の関係でございますけれども、18年度の影響、これも15%カットでございます。今年度は収入役の分が除かれますので、3名分でございます。これが729万8,000円でございます。これに収入役のいわゆる廃止になる給与分を含めると、合わせて2,034万円でございます。

次に、一般職でございますけれども、平成17年度における10%カットの影響額につきましては、これは嘱託の職員も含めてでございますけれども、平成17年度が一般会計で1億7,391万3,000円。これが18年度、18年度は0.3%分の調整がされておりますので、実質9.7%のカットになります。金額で申し上げます。1億6,417万3,000円でございます。そのような状況になってございます。

●委員長（室崎委員） 3番。

●南谷委員 今の説明ですと、収入役1名分を除いて、平成17年の合計数字と平成18年、今年度の計画の数字を合わせますと、大体1億8,400万円くらいの数字にそれぞれなる。そうしますと、この今言う1億8,400万円のカットの影響があるんですけれども、それぞれ人数の基礎数字が違うから、最終的にはこのような数字になるということで理解してよろしいですか。

●委員長（室崎委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げます。

一般会計の方で申し上げますと、人数がいわゆる一般職の方で申しますと、平成17年度の基礎数値が202名でございます。その数値をもって計算してございますし、平成18年度は190名になっているということでございまして、当然その基礎数値が変わってきますので、数字にも影響が出てきているということでございます。

それから、特別職と一般職を合わせた数字でございますけれども、平成17年度は1億8,424万5,000円、これが一般会計におきます給与カット分の影響額ということでございます。それで、18年度でございますけれども、収入役の廃止の分を含めると1億8,000何がいという数字になりますけれども、この収入役廃止分を除きますと、いわゆる15%あるいは10%カットの分ということだけで申しますと、1億7,147万1,000円という数字になることとなります。数字の影響額に差がありますけれども、それはおっしゃるとおり、職員の基礎数値の変更というものによるものでございます。

●委員長（室崎委員） 3番。

●南谷委員 昨年と同様に、最終的には一般会計で1億8,400万円の1割カット部分としての経費の削減ができた。この影響について私も非常に危惧をしております。やはり職員の皆さん一生懸命頑張っておられるんですけれども、厚岸町がこのように財源が厳しい折でございますから、やむなしということで理解をいただいておりますが、1割カット、それから人員の削減、このような実態、影響力が非常に財政上、大きく影響を及ぼしておるんですけれども、この業務を推進している職員皆さんのそれぞれの業務体制がいかんということで私は非常に憂慮しておるわけでございます。そんな点で、二、三お尋ねをさせていただきたいと存じます。

まず、第1点目でございますけれども、人が少なくなる、なったことで町の仕事、一体それぞれ業務の分担含めてどのようになるのかなと。1人当たりの業務量はどのようになりましたか。

それから、職員の実質の業務時間ですね、この辺、長くなったのか短くなったのか。さらには、管理職、人が少なくなって、業務推進に当たって問題はなかったのか。この3点についてお尋ねをさせていただきます。

●委員長（室崎委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答えさせていただきたいと思います。

ご案内のとおり、職員数削減をしてきてございます。これにつきましては以前にもご説明させていただいておりますけれども、定員適正化計画という部分のものを作りまして、そういった中での検討、それらにあわせまして定員の削減を行ってきているというのが実態でございます。

当然、職員が少なくなつてまいります。これは業務のあり方、業務の体制という部分

も見直しが必要になるということで、あわせて機構改革も進めさせていただいております。課の統合であるとか、あるいは係の統合、再編であるとか、こういうような形で業務を見直して、その中でいかに効率よくできるかという部分。それから、スクラップ・アンド・ビルドでございますけれども、いわゆる業務内容、仕事の中身、どれを優先するのかという部分の見直し、こういったようなことも進めさせていただきながら対応しているというのが実態でございます。そういうような形の中で行っている。

業務量の関係でございますけれども、現在、いわゆる業務の項目的に申し上げますと、地方分権であるとか、あるいは権限移譲であるとか、こういったような中で業務そのものの部分、決して少なくはなっていない。逆にふえてきている、こういうような状況にあるかというふうに思っております。そういった中で、やはり1人でやる業務量というのは限りがございます。そういった中で行っていくという形になりますと、やはり業務の内容、コストをいかに下げていくかという部分に知恵を働かせていかなければならない、このように考えておりますし、そういう考え方の中で進んできているというのが実態でございます。

それから、いわゆる業務の時間でございます。この業務の時間という部分につきましては、1つの目安となるのは、やはり時間外勤務の部分がどうなっているのかということになってくるのかなというふうに思いますけれども、この時間外勤務につきましても、いわゆる総労働時間の縮減という部分、それから財政的な配慮、この両面から時間外勤務の縮減という部分、これについては以前から取り組んできてございます。

そういった中で、これまで毎年目標を定めながら、あるいはその時間外縮減に当たっての基本的な考え方、こういったことをお示ししながら進んできているというのが実態でございます。この時間外勤務においても、経年においてはどんどん少なくなっているという実態でございます。ちなみに、平成17年度、18年度の予算においては前年と同じような額での計上をさせていただいておりますけれども、全体的には下がってきている傾向で推移してきている、このようになってございます。

それから、3つ目は管理職の部分というふうにお聞きさせていただきますけれども、これにつきましても先ほど言いましたように、機構改革等に伴いまして、当然、業務を受け持つといいましょうか、その部分が多くなってきました。これらについては、そういう町の変化に応じましてこの機構が変わってきているわけでございます。この管理職のいわゆる業務のあり方、そういう部分においては、やはりみずからどんどん知識を吸収しながら対応していくという形の中で取り組んできておりますし、そのような形の中で行ってきているということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 3番。

●南谷委員 今のご答弁ですと、1人当たりの業務量はどのようになりましたか。多くなったのか少なくなったのかだけ答えていただければと思います。

それから、2番目について意外だなと。時間外の関係では、私は人数が減ったから、行革もあって、業務量はふえたのかなといったら、実際時間外は減っていると。その辺

の実態というのはどうなっているのかなというふうにちょっと疑念に思ったので、この辺もう少しお尋ねをさせていただきたいなと思います。

管理職につきましては、理解をさせていただきました。

給与のことです。基本的には給与の質問でさせていただきたいと存じます。私は、やはり職員といっても人間でございます。やはり一生懸命頑張って、少しでも働きやすい職場環境、そして報酬もというのが当たり前であるし、責任が重くなれば報酬も高くても当然だと思います。

私の感じるところ、非常に人員も削減されてきている、給与も1割カットされている。意欲の問題、これが非常に気になるわけでございます。確かに町長は頑張っておられると思うんですけども、やはり今、総務課長が言われたんですけども、私も職員の適正化計画というんですか、一人一人の持てる能力、一升ますは私は一緒だと思うんですよ。1人でやれる責任の範囲、職務の能力、この辺も含めて、それぞれの持ち場の能力というものは再検証が要るのではないかな。これがまず第1点目でございます。

次に、これも申されておりましたけれども、行政の組織の見直し、機構の改革をやられておられるんですけども、私が思うには、例えば農業と水産を一本にして産業振興課をつくった。課長は1人です。議会答弁一つとっても、なかなか今までどおりにはいかないのではないかなと。それぞれ人間、得手不得手もあります。この辺も含めてやはり大変なものがあると思います。

課長1人では当然無理なわけですね。それぞれもっと突っ込んだ、それぞれの職員の分担というものを明確にしていかないと、オーバーフローしてしまうのではないかなと。一方では人件費の削減を図って経営の基盤の安定をされておられるんですけども、私は一番大事なのは、きちんとした職員の適正化計画、能力に応じた職務の分担というものを明確にしてやらないと、オーバーフローしては大変だ、そんな思いでいるんですが、いかがでしょうか。

さらには、意識の問題でございます。人間だれだって一生懸命頑張ったらそれなりの報酬。意欲がわきません。この辺の問題について、何としても今の町の財政状況からいったらなかなか厳しくて出してやれない。でも、いつまでだろうとか、いろんな思いがあると思うんですよ。そうした中で、町としてどう取り組んでいかれるのか。私はなかなか即効性がないと思うんですよ。ですから、やはり基本に立ち返って、職員の適正化計画なり、業務の組織の見直しということは、町の推進だけではなくて、やはり職員一人一人の能力も含めて、助役を筆頭にそれぞれの連携というものを密にしていかなければ、トラブったり、いろんな問題が発生するのではないかなという気がしてならないわけですが、この辺どのようにお考えでしょうか。

●委員長（室崎委員） 助役。

●助役（大沼助役） 大変数々のご心配をいただいているということを改めて感じさせていただいているわけですが、平成17年から職員の賃金10%カットという大変、一歩間違えば職員に大きな影響を与える、あるいはダメージを与えるような賃金カットをさせていただいてきております。

これは、これまでの議会の論議の中でも説明をさせていただきましたけれども、職員の皆さんには仕事に対する情熱だとか使命感だとかということを失っていただきたくないわけですから、そうするためには職員全員に対しまして、これまで町の置かれている財政状況あるいは今後の見通しというものも説明をさせていただきました。さらには、財政の改革プランあるいはシミュレーションというものも策定をして、これも同時に職員の皆さんに示させていただいております。そのことから、職員一人一人が何をなすべきかというようなことも、みずから考えていただいて行動していただくというようなこともお願いをしてきております。

そのような財政状況の中から、職員の皆さんにも、この厳しい財政状況をどうやって乗り越えることができるか、どういう改革手法があるのかということも職員の皆さんから提案をいただいて、既に実行できるものについては実行させていただいております。その結果、これまで、14年度には3億900万円、15年度には3億200万円、それから平成16年度では6億1,400万円、そして昨年度は5億3,500万円という歳入歳出にわたった改革を実行させていただきました。これには職員の賃金のみならず、町民の皆さんにもご負担をいただいたという内容でございます。

職員の能力あるいは業務分担というものにつきましては、これまでも、特に平成17年、12課あった課を10課にさせていただいて業務を進めてまいっておりますけれども、今後、ここ数年、10名近くの職員が定年退職を迎える時期になってきております。今の財政状況から考えますと、この退職予定者の数をすべて充足するというような運営は行っていくことができないだろうというふうに考えておりまして、町長の方からも既に新年度早々、機構改革の組織検討委員会を立ち上げろという指示をいただいております。これも新たな業務量あるいは業務分担等々を考慮しまして、そういう来るべき職員数減、これまで以上の行政コストの低減ということも図っていかなくちゃならないわけですから、そういうことにも対応していきたいと、そのように考えております。

さらには、職員の業務量、勤務時間等々につきましても、たしか平成12年だったと思いますけれども、すべての会計を合わせた超過勤務の額が1億円を超えていたというような状況がございました。それ以降、政策会議あるいは課長会議等々でいろいろ議論をいたしまして、この縮減策を図っていくと同時に、OA機器を使った業務の遂行、これによります時間あるいは事務処理の軽減。さらには、平成14年、税務会計システムを全面的に切りかえて、これまで以上に時間のかからない、あるいは集計のしやすいという内容の改革も行ってきたでございますし、それから例規類集も、これも電子情報化して作業の時間の軽減を図っていると。そのような業務改善等々をさせていただいて今日何とか乗り越えてきておりますけれども、さらに今後、分権に伴います権限移譲というものが我々町村にもどんどん入ってくるだろうというふうに考えられますので、職員の能力向上のためには、職員研修についても、これまで各種の部門で経費の削減を行ってきたおりますけれども、職員研修費だけを見ますと、平成17年度決算、これは180万円くらいかかっていますけれども、その経費よりも若干多目に当初予算で確保させていただいております。そのようなさまざまなことを考慮して簡素で効率的な組織の運営を図ってまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 3番。

●南谷委員 ただいまのご答弁で、職員の適正化計画、さらには業務の組織の改革についてさらに取り組んでいただけるということでございますので、この辺は理解をさせていただきました。

しかしながら、研修もふやしていただける、一生懸命取り組んでいかれているということもよく理解できたんですが、2月12日に津別町に参りまして、今、全国で話題になっておる矢祭町の根本良一町長さんの講演を聞いてまいりました。そのときに私が一番気になったのは、私は、矢祭町の根本町長が言っているんですよ、これは。職員の給料には手をつけなかった。財源は非常に縮小をさせていただいた。ですけれども、職員には頑張ってもらうから、給料には手をつけませんでした。

僕も以前、今日の財政状況を考えるに、職員の皆さんにということで先に削減に声を大きく発言をさせていただきました。経営者というんですか、議員としても職員の皆さんにそこまでという思いはあるんですが、やはりなかなか今日の財政の中では厳しいんでしょうけれども、何とかひとつ将来推計をしっかりと立てていただいて、希望の持てる町政執行を職員の待遇も含めて考えていただきたいものだなと、かように考えます。

さらには、この回り、私も感ずるんですが、厚岸町として、私も議員の端くれとして非常に残念だなと。2つの例外というんですか、事件が発生しております。この辺も、せっかく町長が陣頭指揮をとって、何とか将来をと取り組んでいる中なんですけれども、幾ら隊長が前に進め進めと言っても、末端までその意思がきちんと通じていないのではないのかなという気がしてならないんですよ。

今、まさに厚岸町は非常事態宣言を発表して、町内一つになって将来のために何とかしていかなければならないときにあって、あってはならない事件が発生している。これはやはり意識の問題もあるんでしょうけれども、もっと単純なのではないのかなと。起きるものは起きるかもしれないんですけれども、職員の教育、研修にもお金をかけておられる、これもよくわかるんですけれども、管理職の皆さんはそれぞれ額に汗していろいろ業務の推進に当たっておられる。でも、私もかつて経験あるんですけれども、自分だけではどうしようもない部分があるんですよ。新入社員、公務員の何たるか、一からやっぱり基礎の部分に立ち返って、イロハのイ、そこからの部分が若干希薄ではないのかなと感じるんですが、いかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） 助役。

●助役（大沼助役） ただいまご指摘をいただきました。そのとおりでございまして、このたびの不祥事、大変町民の皆さんにご迷惑をおかけしましたことを改めておわびを申し上げたいと、そのように存じます。さらには、大変大きな信頼を損ねるようなことになってしまったということに対しまして、大変責任ある立場の者として申しわけなく存じております。

今後におきましては、直ちに綱紀粛正といたしますか、それから信頼回復のための努力、さらには、これまで行ってまいってきた業務の点検、そういうことをきちっと行いまし

て、二度とこのようなことがないように再発防止に努めてまいりたいと、そのように考えます。

答弁前後しましたけれども、例えば矢祭町の町長さんのお話等々につきましては、私もいろんなインターネットですとか文書とかで読ませていただきました。矢祭町の状況というのは多少違うんだろというふうに考えています。職員の給料に手をつけないということで根本町長さんは胸を張っておられますけれども、じゃ住民サービスの方はどうなのかということを一方では考えなければならないのではないかと、私自身はそうのように思っています。これをやはり住民サービスも低下させない、職員の給料も下げないということであれば、それができるのであれば、だれも苦勞しないんだろと、そのように思います。いかに今行っている行政サービスを低下させないで、さらには財政運営というものをしっかりやっていくためには、こういう手法をとらざるを得なかったという。

これからも国の三位一体の改革というものの先行きというのは、まだまだ不透明な部分がございます。そういう中で、実際にもう既に財政シミュレーションというものを立ち上げて、それに向かって動いているわけでありますから、さらにこれは直近の数値、データというものをきちっと持ち得て、シミュレーションそのものの見直しもすぐ着手しなければならない、そのように考えています。その上で、今後財政運営をどうやって行っていくか、あるいは組織機構をどうやって見直していくかというようなことも議論をしながら、さらには前段で言っていただきました職員の適正化計画というものも、これは17年3月に立てたものですが、もう既にその目標はクリアして今走っております。

そういう状況になったのは、残念ながら私どもの予想していた交付税の減額というものが予測以上にカットされてきているという状況がありまして、そうせざるを得なかった。それは恐らく昨年までは、18年度までが景気階段の踊り場だよというようなことを財務省で言ってきたわけですが、19年度以降もこれまでのような状況が続くそうであるというようなことなどを考えますと、この改革というものの手を緩めるわけにはいかないという状況でありますので、そういうことも考えながら、さらには職員のモラルの低下というようなことがないようにいろいろ議論をして、町民の皆さんの期待に沿えるような組織づくりをしてまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

●南谷委員 はい。

●委員長（室崎委員） 1目給与費、他にございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先に進みます。

319ページ、13款1項1目予備費、ございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 321ページから325ページまでは給与費明細書であります。ございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 以上で歳出を終わります。
次に、1ページ、第2条、債務負担行為について、ございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 次は、6ページの第2表債務負担行為と、326ページから330ページまで債務負担行為に関する調書についてであります。ございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 次に、1ページにお戻りください。
1ページ、第3条、地方債、7ページの第3表と、331ページの地方債に関する調書について、ございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 次に、1ページの第4条、一時借入金、ございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「反対」の声あり)

- 委員長（室崎委員） 反対の声が今ありました。討論を行いますか。討論はいいですか。

それでは、反対の声がありましたので、起立により採決をいたします。
本案に賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 委員長（室崎委員） 起立多数であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
暫時休憩いたします。

午前11時32分休憩

午前11時33分再開

- 副委員長（音喜多委員） 再開いたします。
- 副委員長（音喜多委員） 次に、議案第8号 平成18年度厚岸町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。
8ページ、第1条の歳入歳出予算について、334ページの歳入から審査を進めてまいります。款項目ごとに進めてまいります。
1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、2目退職被保険者等国民健康保険税、ございませんか。

(なし)

- 副委員長（音喜多委員） 2款分担金及び負担金、2項負担金、1目保健事業費負担金。
3款国庫支出金、1項国庫負担金、2目療養給付費等負担金、3目高額医療費共同事業負担金。
2項国庫補助金、1目財政調整交付金、ございませんか。

(なし)

- 副委員長（音喜多委員） 4款療養給付費等交付金、1項療養給付費等交付金、1目療養給付費等交付金。
5款道支出金、1項道負担金、1目高額医療費共同事業負担金。
2項道補助金、2目財政調整交付金、ございませんか。

(なし)

- 副委員長（音喜多委員） 7款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目共同事業交付金。

8 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金。

9 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、ございませんか。

(な し)

- 副委員長（音喜多委員） 10 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、1 目一般被保険者延滞金、2 目退職被保険者等延滞金、3 目一般被保険者加算金、4 目退職被保険者等加算金、5 目一般被保険者過料、6 目退職被保険者等過料、ございませんか。

(な し)

- 副委員長（音喜多委員） 2 項雑入、1 目一般被保険者第三者納付金、2 目退職被保険者等第三者納付金、3 目一般被保険者返納金、4 目退職被保険者等返納金、ございませんか。

(な し)

- 副委員長（音喜多委員） なければ、以上で歳入を終わります。

340 ページ、歳出に入ります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費。

2 項徴税費、1 目賦課徴収費。

3 項運営協議会費、1 目運営協議会費。

4 項趣旨普及費、1 目趣旨普及費。

5 項特別対策事業費、1 目特別対策事業費、ございませんか。

(な し)

- 副委員長（音喜多委員） 次に、346 ページ、2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費。

1 番。

- 室崎委員 委員長、申しわけありません。1 項、2 項に絡む問題ですので、多少膨らみますけれども、お許してください。

- 副委員長（音喜多委員） はい。

- 室崎委員 今回の予算を見ていても、約 1 億 5,000 万円程度が一般会計からの繰入金になっております。これがこの事業のいわば赤字と言われる部分と、簡単に言うとそういうことになると思います。それで、そのいわばお金の足りない部分がどこから来ているのかと。いろいろな原因はあるでしょうけれども、一番大きな原因は、やはりこの療養諸

費、高額療養費というようないわば医療にお金が町民が使われる。その部分が非常に大きいために、こういうような会計状況にならざるを得ないというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

●副委員長（音喜多委員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） お答え申し上げます。

委員おっしゃられるとおり、一般会計からの繰り入れの大きな要因は、一般被保険者の療養給付費あるいは療養費等の医療費の伸びによるものということで、ご指摘の内容のとおりだというふうに認識をしております。

●副委員長（音喜多委員） 1 番。

●室崎委員 さきにも議会でいろいろと論議になったことがあります。このいわば医療給付というものをどんどん減らして、要するに町民みんなが余りお医者さんにかからないでも済むような健康なまちづくりというものをつくって行って、非常に国保会計を改善した旧瀬棚町モデルがあります。これらについて何回か議会でお聞きしているんですが、これについてはきちんと内容をとって分析をしておりますか。

●副委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） お答え申し上げたいと存じます。

旧瀬棚町の状況等につきまして、私ども行政ルートあるいはマスコミ報道、そのような中でいろいろな形で情報を得ている内容、それと厚岸町の状況と比べてどうなのかというようにことにつきまして、対比をするようなことで検討したことはございます。

旧瀬棚町につきましては、人口が2,700人程度の町でございまして、既に市町村合併で平仮名の「せたな町」という形で新しく体制が変わってございますけれども、旧の段階では町の戸数が1,145戸というような状況でございまして。そういう町に保健師が5人配置をされている。町民540人に1人という割で保健師が配置されている。それから、理学療法士もお一人配置、それから作業療法士もお一人、栄養士につきましてもお一人配置というように、まさにスタッフをきちんとそろえる形の中で町の中に事業を展開するというような形が見えてくるところでございます。

単に数の問題ということで比較をいたしますと、保健師の人数につきましては、厚岸町でこの人数当たり配置をするとなりますと、22人を配置するような大規模な状況でございまして、そういう体制でもってすべての家庭に訪問するというような姿勢をとられていたと。それで、行政側、住民側、お互いに顔が見える、そういう形の中での行政展開、こういうのが行われていたというふうに考えております。7年間かけましてそういうような行政対応をつくってきたという点につきましては、すばらしい状況があるなというふうに考えているところでございます。

また、特徴的な施策の中身でございまして、予防接種の分野では、肺炎球菌ワクチン

ということで公費助成制度を実施いたしておりまして、住民の6割の方に接種を行う。それから、インフルエンザの部分につきましては、高齢者の9割が実施をされている。また、ピロリ菌というようなことで胃の中にすむ菌がございますけれども、これががんを引き起こす原因でないかというようなこともございますが、この菌を持たれている方へきちんとした対応をしていかなきゃならないというようなことで、住民健診、学校健診の中に取り入れる形で住民の方3分の1がこういう健診を受けられている、そういうような実態もございます。厚岸町では、この球菌ワクチンとかピロリ菌の関係につきましては実施をしていないというような状況でございます。

さらに、健康づくり教室ですとか、健康相談、そういうような部分では積極的に町民の方々の前に出てまいりまして、それぞれ対応されている。

また、家庭訪問の数字を比較いたしますと、1,150戸のうち860戸を1年間で訪問する。75%の家庭に訪れるという状況がございます。これを厚岸町の実態で見ますと、全戸のうち5%程度しか厚岸町は回り切れていないという実態がございます。

また、地域健康教室、そういうようなことで、夕方から夜にかけてまして地域で、旧瀬棚町では、医師、保健師が対応する形の中で、1年間に34回程度のそういう健康教室を独自に開催をし、1教室10人前後の参加者の中でございますが、それぞれひざを交える形で保健、医療について意見交換をして、それぞれの方の自覚を引き上げるというようなことをやられているような状況にございます。

また、冬場、外に出られないというような厳しい生活環境がございます中で、旧瀬棚町ではダイエット運動教室というようなものを冬期間、週1回開くというようなこともやられております。また、それ以外にも、6カ月間のコースをつくりまして、30名程度の方の参加を募りながら事業を展開するというようなことでございまして、私どもにとりましても多々参考になる部分があるなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

●副委員長（音喜多委員） 1 番。

●室崎委員 考えているのは、わかりました。問題は、どう進めるかなんです。施策ですから。

それで、実は今のようなお話は、総務委員会が昨年でしたですね、瀬棚町に行きまして、今いろいろ、今日も新聞に出ていましたが、この村上という所長の先生から詳しく話を聞いてきて、非常にいい報告書が出ています。今答弁なさったようなことも、ほとんど書いています。

その中で、国保会計に絡んでなんですが、こういうことを言っています。国保財政を黒字にし、病院を赤字にする、そういう状況の町というのは元気な人が多いということだと。逆に国保財政が赤字で病院が黒字という状態になったら、それは病人をふやしているだけだと。病気を減らすためには一番効果があるのは、まず予防接種だと、次には禁煙だと、3番目に食事療法、そして健診、運動とくると、こういうことをはっきり言っています。

そして、これも聞きようによっては語弊のある話なんですが、健康といえ、まずよ

い病院を建てて、よい医者を呼んでと考えるけれども、基本的に医師というのは人を健康にする教育は受けていない。病気を探す教育を受けているだけだと。したがって、健康はそこに住む住民自身や行政が責任を持って進めるものだ。国保の保険者は町であり、したがって最終責任者は町長になる。国保会計に関するところをちょっと引き出してみたんですが、こういうことをおっしゃっている。そして、今言ったようないろいろな、ほかではやっていないような施策をどんどん続けてきたわけですね。

それで、肺炎球菌ワクチンというのを私この総務委員会のこれでもって初めて読んだんですが、インフルエンザのときに肺炎を起こす元凶と言われているものなんだそうですが、その肺炎球菌というもの、これが厚労省の試算では高齢者肺炎治療に約25万円かかると言われているそうです。ところが、この町は2,000円を公費助成している。そうすると、100人に助成しても20万円なんです。高齢者1人が肺炎にかかることが予防できれば、おつりが来ると、採算が合うと、こういう計算でどんどん行っている。それで、予防接種後、アンケート調査をしたり、地域別接種率の分析をしたり、保健師が地域に入ってその周知をしたりということ、これは当然そういうことも行っていると、こういうことなんですね。

したがって、これは全部ほかの施策と絡む、当然絡むんですけれども、国保の会計がこれだけ赤字だ、困った困ったといって頭を抱えているんじゃないくて、こういうものを分析して、ここはできる、ここはこれだけできる。一遍に瀬棚町と同じことをやれと、保健師20人入れろという意味ではないんですよ。だけれども、こういう体制はこうつくって、こうすれば、まだできる、そういうことをやはり国保の担当者が分析して、どんどん提言する必要があるんじゃないかと。だって、抽象的な話でもって国保会計の赤字を少しでも圧縮するにはどうしたらいいでしょうという話をするときは、あなたは、国保会計担当者の方からは、健康づくりということが一見遠回りのようだけれども、一番の近道なんだということは何遍も答弁しているわけですから。

それで、今言った1つのモデルですよ、これがすべてじゃありませんが、そういうものが具体的に新年度予算にはどういうふうに盛り込まれてきたのか。あるいは、差し当たっての新年度予算では出ていないけれども、補正を含めて今年はここの部分からこういうふうに手をつけてやっていこうと。これだけ金かけても十分おつりが来るんだからというようなものはありませんか。

●副委員長（音喜多委員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） お話の内容につきましては私も同感でありまして、この間、同じような答弁しか、考え方しかお示しできないことについては、非常に遅々として進まないというジレンマも感じているところであります。

お話の件につきましては、昨年の私どもと、それから保健介護課、それから町立病院のスタッフとの話の中でも、医療費の伸びを抑制するためという議論をしてきたところでありまして、基本的には私どもよく言います健康づくりというのは個人の責任なんですよといいながらも、そこに健康づくりへの行動が一人一人は非常に希薄であるという現実を考えたときに、やっぱり行政がその主導をしていかなければならない役割を持

っているということについて議論しているわけでありまして、そういう意味で、昨年の議論の中では、従来は、これは補正予算のお話のときにも助役の方から話させていただいた部分と重複しますが、これまで保健と医療とそれぞれの分野で取り組みをしてきているけれども、連携をするということについては非常に弱い部分があったという認識であります。今、委員の方からお話ありましたが、具体的に何ができるという視点では、その実践のためのプログラムそのものができていなかった。ここをやっぱり早急に立ていこう、立てていく必要があるということでもあります。

それから、もう一点は、瀬棚町の村上医師のお話がありましたが、厚岸町の場合は、とりわけ町立病院が地域医療の推進の中核を担っていくという役割を持っているだろうと。そういう意味では、今実施をしております医師と保健師の勉強会でありますとかというものはもちろんであります。基本健診と私どもも言わせていただいておりますが、基本健診等のデータの効果的活用。それから、登録者を今のところ700から800しか持っていないという状況の中では、地域に出ているような保健指導をする、あるいは相談を受けるというレベルにはないだろうという意味では、データ登録者の拡大のための、国保ばかりでなくて職域レベルですね、漁業集団でありますとか、中小企業の職員の皆さんでありますとかというところまでのデータをやっぱり収集をしていくということの努力が必要であろう。そんな意味で、出前の健康講座の実施というものも視野に入れながら取り組んでいく検討をしようじゃないかというお話をしてきたところでもあります。

ただ、助役の答弁の中でもさせていただきましたように、目標を設定しながらも、推進する体制の問題がやっぱり大きな壁になってまいります。そういう意味で、18年度の中では必ずしも十分な体制にないという中では、推進体制の整備ということも含めて私ども連携した議論と検討と、それから町立病院の新しい体制における、そちらとの連携、協議というものを早急にやっていかなきゃいけないというふうに思っております。

それで、そうした議論をしながら、18年度の事業の中で何か具体的に反映されたものはあるのかどうかというお話であります。残念ながら18年度当初予算にのせておりますメニューで申し上げますと、保健事業費であります。がん検診の取り組みは、これは従来と同様の内容でありまして、疾病の区分でいきますといういろいろありますが、1,300人分の検診事業を保健介護課を中心に進めていただく。

それから、17年度当初にはのっておりますでしたが、補正予算で事業としてののってきておりましたインフルエンザ予防接種であります。これは町民全体ということではなくて、65歳以上の国保加入者という、これは北海道の調整交付金メニューの内容のものであります。この分が1,000人、当初予算で計上するというので、17年度の決算見込みの事業としては18年度新たにのってきたものはございません。

これから補正も含めてどうなのよというお話であります。前段申し上げました去年の病院、それから保健介護課と我々の検討の中では、基本健診の普及拡大というものが大切になってくるなど。そういう意味では、本来的には対象者全員に一斉にこの時期からこの時期までに基本健診を受けてくださいという案内を差し上げて、30%でも50%でも受診をしていただく。そのデータを蓄積していくということが、理想論としてはそうなんでありましょうが、例えば30歳、40歳、50歳といった年齢の的を絞った中での取り組みというものがどうなんだろうという話もその中でしております。

事業の推進は保健介護課が中心になるわけですが、予防医療の中核は町立病院が推進母体となってほしいという話もさせていただきながら、じゃ具体的にその体制がとれたときには、事業の補正予算ということも含めて取り進めていこうという立場での議論というのは、去年の段階でさせていただいておりまして、18年4月以降、新しい町立病院の体制の中でそうした事業の詰めをし、事業として立ち上がれるという段階になりましたら、私どもも補正予算の組み入れ等々を含めて取り組んでいきたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

- 副委員長（音喜多委員） まだ続くと思いますので、午後からの質問にしたいと思います。いいですか。

休憩いたします。

午後の再開は1時です。

午後12時01分休憩

午後 1 時00分再開

- 副委員長（音喜多委員） 午後からの議事を再開いたします。

1 番さんの質問の答弁を終わった時点で休憩に入っておりますので、1 番さんの再質問から続けてまいりたいと思います。

1 番。

- 室崎委員 今、るるのご説明いただきまして、非常に問題点もというのか、ここをこういうふうにしていかなければならないという方向はつかんでいるんじゃないかと、そういうふうに思います。

それで、今の話では何か厚岸町は何もと言ったらあれなんです、ほんのわずかのことしかやっていないというふうに非常に遠慮した答弁をしているんですが、そうでもないんですよ。厚岸町は、厚岸モデルと言われてもいいような先進的な取り組みをしているんですよ。そのことは胸を張って言っていただきたいんです。ただ、現況の中で、いろいろな要素がありますから、この問題だけで数字の上にあらわれてくるわけではないという意味で、国保会計の数字から見ると効果が見えないという状況だと思うんです。

それと、今後進めていく上での体制の問題があります。例えば、いみじくも保健介護課長がおっしゃったように、厚岸町に旧瀬棚町の話置きかえてみれば、保健師は22名必要だというぐらい保健師を充実させて行ってきた町なんですね、向こうさんは。けれども、今、厚岸町で20人だ、30人だという保健師をすぐつくりなさいといったって、これは無理ということはわかっている。

それで、ちょっと私は新聞から拾ってみたんですが、厚岸町で行っている厚岸町ならではのものを見ますと、例えば健康教室というものを企業に出て行って行って、腰痛改善教室を行っている。警察署に出て行って、メンタルヘルスを行っている。警察と

いうのは非常にストレスの高い業務らしいんですね。そのために、ストレスで体を傷めるんだそうです。ですから、どうやってリラックスできるかということの指導を行っている。消防で腰痛改善教室を行っている。漁協婦人部で何年も続けて体力測定やいろいろなことをやって、健康改善のことを行っている。

健康増進室というのがあみかにありますが、そこで、あの器具は二面性があります。下手をすると過剰にやり過ぎて体を逆に壊すというおそれもありますので、きちんとした指導者が見つかなければならない。と同時に、今自分がやっている適度な運動がこんなに自分の健康を改善するんだということを身をもって教えていくためには専門家が必要で、きちんと張りつけている。

転倒骨折予防教室というものは、これは今、全国的にいろいろ補助金が出てやっていますが、その中に本当の専門家を入れて、フットケアや簡単なトレーニング、タオル1本を使って行うパワートレーニングというようなものを非常にわかりやすく行っている。

あるいは家族介護教室、これはきちんとした介護の基本を覚えているかどうかによって、介護者に対する精神的もしくは体に対する負担が全然違います。それによって介護者が倒れてしまいますと、これは病人をまたつくることになりますのでね。

それから、学校との連携の中で運動障害、これはいろんなクラブ活動で頑張れ、頑張れ、根性、根性とやってしまいますと、成長期の子供の体を壊してしまいます。その運動障害の予防、あるいは小・中・高の総合学習の中でいろいろな健康教育を行う核として動いている。

委員会や議友会でも健康指導に関する講演を聞いたことがございます。

あるいは、一般のいろいろな動きの中にも町から専門家が入って、リハビリ友の会であるとか、食生活改善協議会であるとか、あるいは障害者ふれあいフェスティバル、あるいはレスパイトサービス、そういうものにも乗り出して行って、これは障害、福祉の問題と健康の問題と両方兼ねていますが、そういうところでも中心的存在となって動いている。

また、今後の展開として、各職域の人たちの健康づくりということの立案に入ろうとしている。

こういうようなものは、やはり厚岸町は胸を張って、しかもこれは本州の方で勤めていた方を三顧の礼をもって厚岸町にお招きいただいて、こういうもろもろの中心になってやってもらってきている。こういうようなものをずっと進めてきた町です。このことはやはりきちんと胸を張って言うべきであろうと思うんです。

それを前提にしてお聞きしますが、今後こういうような事業の展開がどのように進んでいくのか。

それから、先ほど担当課長の方から出ていましたが、健康づくりという点での核の一つとして保健師というものを厚く持たなければならない。そういう意味で、現在、保健師は定員何名で、実働部隊は何人で、どういう体制になっているのか。いわゆるこういう事業を進めていく体制の強化を図らなければならないということなんですが、この点について本年度どういうふうに進めさせていくのか、この点についてお聞かせをいただきたいんです。

●副委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） お答え申し上げたいと存じます。

私どもの課で進めておりますさまざまな事業、それぞれ委員おっしゃるとおりの事業を進めてまいっているところでございます。17年度につきましても、今おっしゃられました事業をそのとおり進めてまいったところでございます。

今後、これらの事業につきまして、どうしていくのかという観点でございますけれども、私どもの職場に1月末まで在籍しておりました理学療法士、2月1日から病院に籍を置いております。2月、3月とも事業の行事日程がそれぞれ組まれておりました。その部分につきましては、病院と私どもの連携を図る中で、応援といいますか、おいでいただきまして、それぞれ当初の目的どおり業務を遂行したところでございます。

18年度以降どんなような状況で進めていくのか、そこら辺につきましては、私どもも2月、3月と同様な形の中で、病院ときちんと連携をとる中で、業務の内容、それから業務のプログラム、そういうものを工夫しながら何とか事業展開を行っていければというふうに考えているところでございます。この件につきましては、新しい院長先生が見えられました段階で、きちんにご理解をいただくようなことで進められないものかと、現在はそんなふうに押さえているところでございます。

また、保健師の関係でございますけれども、現在定員7名でございます。そのうち、3月末日をもちまして退職を希望されておられる方が2名、そのほかに、現在、子育てに専念する形で育児休業に入られている方が1名という状況でございます。このままですと、4月1日から4名という実働の中でやりくりをしていかなければならない状況かなと思います。本日まで職業安定所あるいはそれぞれの保健師を育成する学校等々にご依頼をいたしておりまして、本日消印有効というような形で募集中にございます。その状況につきましても注目しているところでございますが、保健師につきましては、ほぼ就職が固まってしまった後というような状況のようでございます。また、今後、保健介護課以外にも、福祉課の方でも保健師が1人必要というような状況で、プラス1名という形で募集をかけております。その部分もあわせてどういう反応があるのか注目しているところでございまして、その結果いかんで、またいろいろなことを考えていかなければならないかなというようなことでございまして、保健師の体制をいかにつくっていくのか、そこがしっかりしめないと、やはりもろもろの行政課題を展開する土台の部分が弱いということにならざるを得ませんので、そこら辺、今、最重要課題というようなことで、何とかならないかということで方々手を回しているところでございますので、ご理解をいただければと存じます。

●副委員長（音喜多委員） 1 番。

●室崎委員 まず、国保の会計という点から話を聞いていって、ここが問題なんだという抽象的な話は出てきた。それで、具体的なところを聞いていくと、余り明確なものが出てこない。それで、それを支える体制というものを聞いていくと、強化していくどころか、どんどん弱体化している、これが今の厚岸町の現況だというふうに思います。

それで、先ほど、そういう含みがあつたからか知りませんが、担当課長は健康づくりということで、厚岸町はあみかの中の保健介護課が中心で動いてきていたはずなのに、町立病院が、町立病院がと、町立病院がこの後はかわってやるかのごとき非常に病院に期待を寄せるような答弁をしていたのは、ははあ、なるほどこういうことが無意識にでも働いたのかなということなんです。

それで、確認をしておきますが、まさかこの後は国保会計に寄与するようないろいろな意味での大きな健康づくりですね、健康にみんなが暮らす町ということの中心は、あみかから病院に移るわけではないんでしょうね。その点は明確にお聞きしておきます。もちろん町立病院の果たす役割は大きいですよ。今まで果たしていなかった役割と言った方がより適当かもしれないけれども、それは非常に大きい。その上で、やはりその町立病院が能力を100%発揮するいわば基盤となるのは、厚岸町が今までも非常に苦しい中で進めてきていたこの健康づくりのもろもろの施策、これではないのかというふうに思うんです。

それで、その中心に見た方は、たまたま理学療法士の資格があるからということなのでしょう。町立病院の理学療法士がいなくなって、背に腹はかえられないというわけで病院の中に入ってしまった。そうすると、今までやっていたようなことができるのかという声は町の中に非常に大きい。それに対して今の担当者の方からは、今まで同様にいろいろと協力をしてもらいたいというんだけれども、今までは企画立案の中心であって、実行の中心だったんです。そういう形で今後も協力ができるんですか。病院としては、どの程度まで可能だと考えていますか。これは町民の中に非常に不安の声が大きいんです。これは明確にしていきたい。

もちろん一番大事なことは、早くもとの場所に戻るような病院の中の理学療法士を含めた体制ができることなんですけれども、その点についての見通しといいますか、あるいはこうしたいということ、町のこれからの方向といいますか、それを明確に出していきたい。

それから、保健師に関しては、結局、最終的に現在8分の4ということですね。今、新しいポストを入れますとね。ですから、この保健師というものが8で足りるのかと。これから行おうとしていくいろいろな、もろもろの厚岸町の健康づくりということを積極的に進める体制を強化ということを考えてとき、8で足りるのかという議論すら出てくる中で、現在その半分しかいないという状態は甚だ心もとないと言わざるを得ない。

この2点について、ご答弁をいただきたいわけであります。

●副委員長（音喜多委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私から答弁させていただきたいと思います。

医療費の適正化に何が大事か。今いろいろ議論ありますとおり健康づくりである、私もそのように考えております。厚岸町も、今、あみかの議論になられておりますが、あれだけの施設、自治体においては、大変厚岸町もそういう健康づくりについては、私以前の町長のすばらしさというものを改めて痛感をし、私自体、これからもより充実した実効性のある健康づくりをしなければならない、そのように考えております。

しかしながら、今日、残念なことに、それに対応する人材が不足いたしております。といいますのは、今、病院の問題お話ありましたが、病院にもかつていたんです。しかしながら、急に退職してしまった。やむなく、あみかにいる先生をお願いし、とりあえず町立病院においての役割をお願いをいたしている。また、保健師においても、先ほど担当課長からお話をいたしたとおりであります。

我々といましては、これでいいと思っております。今、公募なり、また、あらゆる人の関係者を通じて、何とか厚岸町においでをいただきたいということをお願いしております。この点については速やかに補充をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思いますとおるわけであります。

それと、先ほど来、瀬棚町の国保医科診療所の事例等、話がありました。しかし、私もニュース、新聞等で残念だと思っておりますのは、その機能が合併によって廃止されてしまった。どういう理由かわかりません。そこに首長の姿勢というものが大事だなど、みずから律しておるわけであります。

また、町議会議員の皆さん方が平成15年10月に議会視察をいたしました青森県の市浦村、タラソセラピーを視察をいただいたそうであります。その議事録を見ますと、市浦村においては医療費が5,000万円程度削減できたということも書かれておりました。それぞれの町、今日、国保が赤字であるということで、何とか医療費を削減しようと努力をし、健康づくりに邁進をいたしておるわけであります。

ちょっと長くなりますが、実は室崎委員が会長をいたしております厚岸町の地域医療を考える会からも、るる要望をいただきました。その中でも、「町民が皆、健康管理にきちんとした意識を持ち、基礎的医療知識を持つことが大事です。この住民の意識の啓発、地域における健康教育も町立病院の大きな使命と考えます」と。私も同感であります。

実は、先ほど来から新院長の話で担当課長も答弁をいたしております。私も医師の招聘に当たりまして、ただ来てくれというお話でなく、町長として町立病院のあり方についてどう考えているのか、意見の交換の場を設けさせていただきました。それは平成17年5月でございました。札幌医科大学の地域医療総合医学講座の諸先生方と意見交換をさせていただきました。

これまた記録がありますので、その記録文を私の意見として申し上げたことを読ませていただきたいと思いますと思うんですが、「これからの町立厚岸病院のあり方として、内科を中心として、社会的弱者と言われる子供たちや高齢者が気軽に訪れ相談することができる総合医院による医療体制、さらに内科とタイアップした外科体制、小児科の充実、そして、かかりつけ医プラス介護、療養型病床と救急医療の役割を持ち続けたいと考えています。また、町立病院を拠点とする少子高齢化社会に対応した保健・医療・福祉サービスが結びついたまちづくりを重要戦略プログラムとして位置づけております。そのことから、健康づくりを進めることにより、患者数の減少で病院自体が赤字になったとしても、結果として医療費が減少していくなれば、町の指導機関としての病院の使命を担うことができると思いますし、病院を医療行為の場としてとらえるのみではなく、保健・医療・福祉における全体施設の拠点の役割を果たすことができると思います」ということで、医師に対して町立病院の医師招聘に当たっての私の考え方を申し上げたわけであります。それに理解を示していただくのが新年度からの新体制であります。

そういうわけで、どうか今いろいろと指摘がございましたけれども、私もそういう健康づくりについては、これからの厚岸町の重点施策として考えていかなければならない、そのように考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいと存じます。

●室崎委員 結構です。

●副委員長（音喜多委員） いいですか。
ほか、ございませんか。

（な し）

●副委員長（音喜多委員） じゃ進みます。

2 目退職被保険者等療養給付費、3 目一般被保険者療養費、4 目退職被保険者等療養費、5 目審査支払手数料。

2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費、2 目退職被保険者等高額療養費。

3 項移送費、1 目一般被保険者移送費、2 目退職被保険者等移送費。

4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金。

5 項葬祭諸費、1 目葬祭費、ございませんか。

（な し）

●副委員長（音喜多委員） 3 款老人保健拠出金、1 項老人保健拠出金、1 目老人保健医療費拠出金、2 目老人保健事業費拠出金、ございませんか。

（な し）

●副委員長（音喜多委員） 4 款介護納付金、1 項介護納付金、1 目介護納付金。

5 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金、1 目高額医療費拠出金、3 目その他共同事業拠出金、ございませんか。

（な し）

●副委員長（音喜多委員） 6 款保健事業費、1 項保健事業費、1 目保健衛生普及費。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付金、1 目一般被保険者保険税還付金、2 目退職被保険者等保険税還付金、3 目償還金。

9 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、ございませんか。

（な し）

●副委員長（音喜多委員） 365ページまで、ございませんか。

(な し)

- 副委員長（音喜多委員） もとへ戻って、8ページ、第2条、歳出予算の流用について、
ございませんか。

(な し)

- 副委員長（音喜多委員） 総体的にございませんか。

(な し)

- 副委員長（音喜多委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 副委員長（音喜多委員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
休憩します。

午後 1 時28分休憩

午後 1 時28分再開

- 委員長（室崎委員） 再開いたします。

- 委員長（室崎委員） 次に、議案第9号 平成18年度厚岸町簡易水道事業特別会計予算
を議題といたします。

11ページの第1条、歳入歳出予算について、367ページ、歳入から審査を進めてまいります。

1款分担金及び負担金、1項分担金、1目水道費分担金、ございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 2款使用料及び手数料、1項使用料、1目水道使用料。
2項手数料、1目水道手数料、ございませんか。

(な し)

●委員長（室崎委員） 5款繰入金、1項1目一般会計繰入金、ございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 歳入を終わります。

歳出に入ります。

369ページ、歳出です。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、ございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2款水道費、1項1目水道事業費。

375ページ、4款1項公債費、1目元金、2目利子、ございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 5款1項1目予備費、ございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 379ページから381ページまでは給与費明細書であります。ございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 382ページは地方債に関する調書です。ございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 総体的にありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（室崎委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

休憩いたします。

午後 1 時31分休憩

午後 1 時32分再開

●委員長（室崎委員） 再開いたします。

●委員長（室崎委員） 次に、13ページをお開きください。

議案第10号 平成18年度厚岸町老人保健特別会計予算を議題といたします。

第1条、歳入歳出予算について。

384ページをお開きください。

それでは、款項目の項でまいります。

1 款 1 項 支 払 基 金 交 付 金、ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2 款 国 庫 支 出 金、1 項 国 庫 負 担 金。

3 款 道 支 出 金、1 項 道 負 担 金。

4 款 繰 入 金、1 項 一 般 会 計 繰 入 金。

5 款 諸 収 入、1 項 雑 入、ございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 歳出に入ります。

1 款 総 務 費、1 項 総 務 管 理 費。

2 款 1 項 医 療 諸 費、ございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 3 款 諸 支 出 金、1 項 償 還 金 及 び 還 付 金、ございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 392ページです。4 款 1 項 予 備 費、ございませんか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 以上で歳出を終わります。
総体的にありませんか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（室崎委員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

- 委員長（室崎委員） 15ページにお戻り願います。
議案第11号 平成18年度厚岸町下水道事業特別会計予算を議題といたします。
第1条の歳入歳出予算について。
395ページをお開き願います。
歳入から進めてまいります。
1 款分担金及び負担金、2 項負担金。
2 款使用料及び手数料、1 項使用料、2 項手数料、ございませんか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 3 款国庫支出金、1 項国庫補助金。
5 款繰入金、1 項一般会計繰入金。
6 款諸収入、1 項延滞金及び過料、2 項雑入。
7 款1 項町債。
8 款1 項繰越金、ございませんか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 歳入を終わりまして、歳出に入ります。
1 款下水道費、1 項下水道管理費、ございませんか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 次が、401ページです。2 項下水道事業費、ございませんか。
3 番。

- 南谷委員 2項下水道事業費、1目公共下水道事業費、この関係についてお尋ねをさせていただきます。

今年度、町長以下、非常にこの事業に取り組んでいくということで大きな予算がつけられました。大変私も喜ばしいことと理解をしておるんですが、一方、これだけの大きな事業を行う、実施をされるということでございますけれども、当初は年次計画で順次ということでございましたけれども、当該年度にこのような大きな事業を実施するに当たって、当然、厚岸町は町内に湾湖を保有しておって、カキの養殖漁業者、アサリの養殖漁業者が生計を立てておるわけでございます。この処理水というものがどうなっていくのか。漁民の一部というわけでないんですけれども、ウイルス関係、特にノロウイルスの処理が大丈夫なんだろうかと。このように大きな事業、年次が早くなることで影響がないんだろうかと、こういう声も聞かれます。

聞くとおるところによりますと、当然、今の処理施設というんですか、これらの規定はクリアしておると思うんですけれども、浜からの不安をきちっと払拭をしていかなければならない。また、町としても、これらの問題に適切に対処をしていくべきだと思うわけでございますが、まずもってお尋ねしたいのは、今年度このような事業をされるわけでございますけれども、規定の部分も含めて処理場の関係、汚水関係の処理の状況がどうなっていくのか、どう対応されるのか、お尋ねをさせていただきます。

- 委員長（室崎委員） 水道課長。

- 水道課長（高根課長） お答えいたしたいと思います。

ただいまの処理場における、いわゆる放流水の関係ですけれども、この関係につきましては、現在、厚岸町の今稼働している処理場につきましては、下水道法に基づきまして、pHとBOD、SS、大腸菌群数、この4項目について今管理し、放流しております。

なお、現在の処理場のいわゆる消毒の関係でございますけれども、消毒につきましては、あくまでも下水中における細菌類を対象としておりまして、先ほど質問者がおっしゃったいわゆるノロウイルスについては、その対策は含んでおりません。と申しますのは、そのノロウイルスにつきましては、現在のところ管理手法がなく、いわゆる管理する、どのようにしたら有効な手だてができるのかとか、死滅するのかとか、そういった管理手法がございません。したがって、まだ現在の処理場の処理システムといいますか、あくまでも細菌類が対象でございます。技術的にはノロウイルスまでは技術的な確立がされていないような状況でございます。したがって、ノロウイルスにつきましては、技術的にある程度確立してから、そういった何らかの手だてになろうかと思っております。

以上でございます。

- 委員長（室崎委員） 3番。

- 南谷委員 最初に質問いたしました、このような事業をしても十分、現有施設で現状の

規定されたものはクリアをされていかれるということで認識してよろしいんですね。

さらに、2点目のノロウイルス関係でございますけれども、少なくとも厚岸町は生食用ということで、カキについてもその衛生面に取り組んでおられる最中でございます。非常にこのノロウイルスの問題、貝毒の問題等、非常に漁業者の皆さんも鋭意努力をしておるんですけれども、少なくとも私はこの厚岸発の水産物と面している川に汚水処理水が、規定ではクリアしているとはいえ、全国初にというんですか、今はまだ規定もないし、そういう処理水もできないということでございましょうけれども、やはりできるだけ他町村に先駆けて、ノロウイルス対策加熱用というものも含めて何らかの一步踏み込んだ対策をとっていくべきではないのかなと考えるわけでございますが、いかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） 水道課長。

●水道課長（高根課長） まず1点目の、今年、平成18年度、下水道事業を16億円、例年の5倍強をもって整備に当たるわけでありまして、この16億円によりまして約94ヘクタールがいわゆる水洗化の可能な地域になる予定でございます。白浜町、宮園町ですか、あとニュータウンの関係、あと住の江町は全域になります。あと港町、あと奔渡町関係。ですから、こういった部分で、ここから水洗化によりまして排出される污水につきましては、現在2つの池がございます。したがって、今、1池を今年増設しまして、そして来年が完成予定でございます。ですから、その汚水量につきましては、その1池をつくることによりまして対応できると思います。

また、2点目のノロウイルスにつきましては、先ほども申し上げましたように、あくまでも現在の処理場につきましては、先ほど申し上げましたように、いわゆる細菌類を対象として塩素を入れての、主に大腸菌でございますけれども、を取る技術でございます。したがって、ノロウイルスにつきましては、あくまでも、私の聞いている、情報収集している中では、紫外線の殺菌とか、あとオゾンでの殺菌、また膜ろ過での殺菌、そういった部分の情報を得てはいますけれども、ただ、いかんせん、まだこういった部分につきましては、絶対死滅するという、そういった技術が確立されておられません。したがって、ある程度技術が確立しましたら、確かに費用の関係もございまして、そういった部分の現在の処理場に導入に向けて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 3番。

●南谷委員 1点目につきましては、よく理解をさせていただきました。

2点目でございます。何回言っても水かけ論になってしまうんでしょうけれども、私はぜひ浜の皆さんが、厚岸町はこういうように処理水もしているんだというものを、なかなか現時点ではお金のことも国に働きかけても、そういう見えない制度でございましょうし、取り組みにくい問題でしょうけれども、ぜひやはり厚岸町として生食用で売っていくためには、PRのためにも取り組んでいただきたいと思います。前向きに善処していただ

きたいと存じます。

●委員長（室崎委員） 助役。

●助役（大沼助役） 実はこの下水道の処理水の放流に関しましては、漁業協同組合からも要請を受けております。そのときは組合の理事者は、もう既にやっているところがあるから、それを研究して16億円の事業費の中に組み入れたらどうかというご提言もいただきました。その提言を受けまして、担当原課の方に調査をしてほしいということで調査をさせていただきましたが、実は全然やり方といいますか、考え方といいますか、違っていたと。

組合の理事者がそういうふうに至った経過を調べますと、道の担当者が見えて、組合でいろんな事件、事故があったときに、そういう方法を取り入れている自治体が本州であるようだという話から派生していたようであります。

残念ながら、私どもも調べました。今、担当課長からも説明をさせていただきましたけれども、このノロウイルスというのは口径が100万分の1ミリというとても小さいものでありまして、これを処理する方法としましては、今言いましたオゾンですとか、熱ですとか、膜ろ過方式ということが考えられるということでありまして、それらにつきましては、漁港漁村建設技術研究所あるいは漁村水環境研究所というようなところが既にこの処理水の処理方法について研究を始めているという情報を得ましたけれども、まだその確立するに至っていないと。それから、この処理をするに当たっては、いろんなデータの蓄積もさらに必要であるというようなこと等を踏まえて、どうもまだ少しく時間がかかりそうだということのようであります。

私どもも何とかして、これらをクリアできる方法あるいは施設等があれば、それを、こういう町でありますし、ぜひ用いていきたいと。それに当たっては、方法とあわせて国の補助対策といいますか、資金面のバックアップというようなことも要請していく必要があるのではないかと、そのように考えておりまして、もう少し研究をさせていただきたいと、そのように考えております。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

●南谷委員 はい。

●委員長（室崎委員） 他に2項下水道事業費、ございますか。
9番。

●松岡委員 何回も今まで質問もしてきたわけなんですけれども、前年に対して10億827万円ですか、の増ですね。この事業をここに持ってきた、そのメリット・デメリットはどこにどういうふうにあるのか。それら、この事業を今回計上したその町長の心境といいますか、計画といいますか、あるいは町、不景気の時代にどのような影響をもたらすのか、そこらあたりをちょっとご説明願いたいと思います。

●委員長（室崎委員） 町長。

●町長（若狭町長） 大まかに言いまして、この下水道整備につきましては、まず厚岸町は1次産業の町である。すなわち漁業を中心とした町である。厚岸湖、厚岸湾という恵まれた湖、湾があればこそ今日の厚岸町の繁栄がある、そのように認識いたしております。そのためには、この公共下水道の整備については必要なものであるという認識に立っております。

2点目は、やはり今までは3億円、3億円でやってきましたが、財政が厳しいという中で予算づけでありました。今回、18年度予算で16億円予算をつけたのは、将来を見据えて、厚岸町の特別会計における持ち出しを幾らかでも少なくした事業として今回予算を計上いたしております。詳しくは担当課長から説明させますが、以上、厚岸湖、厚岸湾を守るために下水道整備を急ぎます。

もう一つは、財政負担を考えての予算でございます。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 私の方からは財政負担の軽減ということで、町長の答弁の補足的な説明をさせていただきます。

お手元に議案第11号説明資料があるかと思いますが、上段が当初、これ3億円ベースでございます。下段が18年度に16億円を実施した場合の事業費の配分でございます。この配分は、それぞれ総額が、22年度までの総事業費21億円、これは現事業認可年度における事業費の総枠でございます。

●委員長（室崎委員） 課長、ちょっとすみません。ほとんどの方が何か余り資料を今探している最中ですので、ちょっとお待ちください。

●税財政課長（佐藤課長） 先週お配りした横版の議案第11号説明資料、厚岸町公共下水道事業費（補助事業）当初と平成18年度16億円実施との比較表。横版のものです。横版の両面の1枚物でございます。

それでは、改めて説明させていただきます。

1ページでございます。

上段が当初、これは18年度から22年度までの3億円ベースの内容を記載してございます。下段が平成18年度に16億円を実施した場合の事業の中身でございます。先ほど申したとおり、これは平成22年度までの現事業認可の事業費でございます、総額が21億円ということになってございます。

当初の欄に記載のとおり、3億円ベースで22年度まで実施した場合には、当初の表の下から2段目のところに、産炭補助引き上げ額というところに、19年度の欄のところにゼロというふうになってございます。

同じく、下段の16億円を実施した場合、ここの下の欄から2段目の産炭補助引き上げ

額の平成19年度に1億2,300万円という数字が入ってございます。これは2月の第1回臨時会と12月の第4回定例会で説明させていただいたとおり、産炭地域臨時措置法の時限立法が平成13年に失効しておりますが、平成18年度までの暫定措置として、当時事業着手していたものについては、18年度までの5年間の延長措置として、引き上げ率が出る場合は、それを認めるという法の暫定措置に基づいて実施した場合に、一定の比率をもってその額が、補助金がかさ上げになるということで、これは一応便宜上、平成19年度に1億2,300万円というふうな数字をのっけてはおりますが、もしかすると19年、20年になるかもしれませんが、一応19年に1億2,300万円という数字を入れさせていただいております。

なぜこの18年度に16億円かということのご質問でございますけれども、この算式がいろいろございまして、いわゆる標準財政規模という町の交付税等の数字がございます。その6%から10%を超える数字以上の負担額が出なければ引き上げ率が出ません。標準財政規模は約45億円でございます。1割として4億5,000万円でございます。4億5,000万円を超える地方負担額を実施しなければ引き上げ率が出ません。そうすると、単純に申し上げますと、9億円の事業を実施しなければ引き上げ率が出ないということになります。それを勘案しますと、例えば16億円やると8億円のいわゆる地方負担が出ると。そうした場合に、いわゆる標準負担額、標準財政規模の6%から10%、いわゆる単純に10%掛けますと、4億5,000万円をはるかに超えるといいますか、8億円ですから3億5,000万円の地方負担額を超える額が出ます。そうなった場合に引き上げ率が出るということになります。その引き上げ率を、道庁の試算でいきますと、16億円やった場合に1.15という試算が出ております。これは平成16年度の厚岸町の標準財政規模をもとに試算した数字でございます。その1.15をこの16億円の事業に割り当てて計算しますと、1億2,300万円という数字が出てくるわけであります。

したがって、仮に4億5,000万円を超える数字を9億円ベースで2カ年で、例えば九二、十八億円。18億円という数字が出るかどうかわかりませんが、そういうふうに2カ年に分けた場合でも、標準財政規模の割合によっては引き上げ率が出ない可能性がございます。したがって、もう必要最小限、絶対的に引き上げ率が出る数字は幾らかと。なおかつ、北海道が道内の補助金の枠配分の中で、どこまで厚岸町に補助金を配分できるかという最大限の調整をした結果、事業費ベースで16億円、補助金ベースで8億円が確保できたと。その結果、16年度の標準財政規模をもとに試算すると、1億2,300万円の国庫の資金の上乗せが出る計算、試算がされたということで、引き上げ率が出る一番、最も確実な数字と、それから道を通じて補助金の要するに確保、これを数年間にわたって協議を進めてきた結果、この事業費をこの18年度に持ってくるのが最大限確実かつ有利な数字が出されるという結論をもって、このように事業費を確保したということになるわけでございます。

2ページのその試算につきましては、水道課長の方から。

●委員長（室崎委員） 水道課長。

●水道課長（高根課長） 2ページをお開き願います。次のページですね。裏面でござい

ます。

これにつきましては、下水道事業特別会計を、いわゆる総体ですか、事業費以外、例えば一般管理費、公債費等、それを加えた数字でございます。上の表は当初でございます、当初と平成18年度、下の表は平成18年度事業16億円を実施した場合。

まず、当初から説明したいと思います。

まず、歳出の事業費でございます。平成18年度、19年度、20年度はいわゆる3億円ベースで実施した場合。あと、21年度、22年度につきましては、これは処理場の増設が出てきます。たまたま今年度は16億円やることによって、今年度やることになったんですけども、3億円ベースでやりますと、21年度と22年度で処理場の建設ということで、3億円弱ちょっと膨らんでおります。トータルは21億円でございます。

あと、起債、単独、事業支弁につきましては記載のとおりでございます、事業費合計は22億7,030万円となっております。

あと、一般管理費でございますけれども、一般管理費につきましては、これは処理場の管理費とか管渠の管理費、あと水洗化の融資の関係とか、あと補助金関係でございます。これが2,923万5,000円。あと雑支出。あと、トータルしまして3億2,086万7,000円となっております。

あと、公債費につきましては、元金、利子は記載のとおりでありまして、トータルとしまして14億6,251万円となっております。

予備費につきましては、各年度100万円を計上することによりまして、500万円でございます。

そして、歳出合計としまして40億5,867万7,000円となっております。

歳入につきましては、国費、起債、受益者負担金、下水道使用料、あと諸収入、一般会計繰入金は記載のとおりとなっております、歳入合計は歳出と同額の40億5,867万7,000円となっております。

あと、下の表の平成18年度16億円の事業を実施した場合、事業費につきましては、事業費の中の補助でございますけれども、これにつきましては18年度は16億円、あと19年度は2億円、あと20、21、22年度で1億円、トータル21億円で、これは当初と変わってはおりません。あと、起債につきましても当初と同額でございます。単独につきましても同額でございます。あと、事業支弁人件費につきましては、若干、77万5,000円ぐらい増額となっております。計としまして22億7,107万5,000円で、当初と比較しますと77万5,000円ほどふえております。

あと、一般管理費につきましては、これは一般事務費関係も若干ふえておりまして、あと管渠管理費もふえております。ただ、あと、一番ふえている部分は水洗化の普及促進費、いわゆる補助金ですか。先ほども申し上げましたけれども、93ヘクタールぐらい水洗化が可能な地域がふえます。したがって、19年度は2,029万3,000円ということで、当初に比較しますと約3倍強になっております。これが合計で3,413万5,000円となっております。雑支出につきましては3,930万円。一般管理費の計としまして3億4,986万7,000円となっております。これは当初と比較しますと、2,900万円ほど増額となっております。

公債費につきましては、記載のとおりとなっております、5年間のトータルは15億1,

747万7,000円、当初と比較しますと5,496万7,000円ほどふえております。

そして、歳出合計は41億4,341万9,000円、当初と比較しますと8,454万2,000円増となっております。

歳入につきましては、あと国費、起債、受益者負担金、下水道使用料。受益者負担金につきましては、19年度、前倒しによって1,644万円ほどとなりまして、当初と比較しますと700万円ちょっとですか、がふえております。下水道使用料につきましても、当初は6,180万円だったんですけれども、1,500万円程度ふえております。この一般会計繰入金につきましては15億5,037万円となっております、64万2,000円ほど増額となっております。歳入合計としまして41億4,341万9,000円、これは歳出と同額でございます。

あと、一番下の表でございますけれども、一般会計からの繰入金の差し引きでございます。これを当初と比較しますと、18年度につきましては4,732万3,000円ほど増となっております。ただし、19年、20年、21年につきましては記載のとおり減額となっております、さらには22年度は798万6,000円ほどふえまして、最終的に5年間のトータルとしまして64万2,000円の増となっております。

以上でございます。

●委員長（室崎委員） 9 番。

●松岡委員 さっぱり今の説明、何が何だか、わけがわからないんですよ。べらべら言われたって、とてもじゃないが、これらの数字を把握するわけにもいかないし、わからないんですけれども、これだけきちっと整理してやるからには、今後の財政運営においても間違いなく堅実にやっていけると、そういう自信がおりなんですね。それだけ確かめておきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

資料1 ページで説明させていただきましたが、あくまでもこれは北海道の試算による数字を用いらせていただいております。しかしながら、下の欄の16億円実施の際の合計欄の一般財源差し引きでは、2,510万円の要するに一般財源のいわゆる軽減という数字がここで試算されております。このことによりまして、今回16億円を実施することにより、この一般財源の縮減ができるというふうに、私ども財政担当の方としては認識しております。

自信を持ってやっていけるのかということを言われますと、このとおり全く確定的なものだとは言えませんが、少なからずこういうふうな財政運営のもとに実施していけば、少なからずこの金額が国からいただける法律制度がある以上、これを確実にもらう手続をしまして確保に努めてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

●委員長（室崎委員） 9 番。

●松岡委員 その言葉で安心はしましたけれども、ただ、やはりもっと強い信念でやってほしいと思うんですね。絶対このとおりやれるんだと、一般会計の今後についても、ひもじい思いをさせないでやっていけるんだという答弁が私は欲しいんですよ。それだけのやっぱり強い信念でもってやっていってほしい。また、それを大いに期待しております。そういうことで、再度ご答弁を願いたいと思います。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 少なからず現行制度がある以上、この制度に基づきまして、きちっとした申請、それから要望等を行いまして、この数字以上に確保できるように努めてまいりたいと考えております。

確実だという言葉が欲しいということでございますが、あくまでも現段階での推計値等でございます。これが全くゼロになるということは当然私は考えておりませんが、このとおり確実に事務を進めてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

●松岡委員 いいです。

●委員長（室崎委員） いいですか。

2項下水道事業費、他にございますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先に進みます。

405ページ、3款1項公債費、ございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 次にまいります。4款1項予備費、ございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 409ページから411ページまでは給与費明細書です。ございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 次に、15ページにお戻り願います。

15ページの第2条、債務負担行為です。債務負担行為について、17ページの第2表債

務負担行為、それと412ページの債務負担行為に関する調書、ございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 15ページにお戻り願います。

次に、第3条、地方債について、18ページの第3表地方債、413ページの地方債に関する調書、ございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 総体的にありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（室崎委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

- 委員長（室崎委員） 次に、19ページをお開きください。

議案第12号 平成18年度厚岸町介護保険特別会計予算を議題といたします。

第1条、歳入歳出予算について。

416ページをお開きください。

歳入から進めてまいります。

1 款保険料、1 項介護保険料。

2 款分担金及び負担金、1 項負担金。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、2 項国庫補助金。

4 款 1 項支払基金交付金。

5 款道支出金、1 項道負担金、2 項道補助金、3 項委託金。

6 款財産収入、1 項財産運用収入。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、2 項基金繰入金、ございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 9 款諸収入、1 項延滞金及び過料、2 項雑入、ございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 歳入を終わります。

歳出に入ります。

1 款総務費、1 項総務管理費、2 項徴収費、3 項介護認定審査会費、5 項計画策定委員会費。

424ページです。2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、2 項高額介護サービス費、3 項特定入所者介護サービス等費、ございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 428ページです。3 款1 項財政安定化基金拠出費、ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 4 款地域支援事業費、1 項介護予防事業費。

次のページです。2 項包括的支援事業・任意事業費、ございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 次が436ページです。5 款1 項介護給付費準備基金費、ございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 7 款諸支出金、1 項償還金及び還付金、ございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 8 款1 項予備費、ございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 442ページから445ページまでは給与費明細書です。ございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 446ページは地方債に関する調書、ございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 総体的にありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（室崎委員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
- 委員長（室崎委員） 次に、22ページ、議案第13号 平成18年度厚岸町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。
第1条、歳入歳出予算について。
448ページをお開き願います。
歳入から審査を進めてまいります。
1 款サービス収入、1 項介護給付費収入、2 項予防給付費収入、3 項自己負担金収入、
4 項身体障害者居宅支援収入。
5 款道支出金、1 項道補助金、ございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 6 款財産収入、1 項財産運用収入。
7 款1 項寄附金。
8 款繰入金、1 項一般会計繰入金。
9 款諸収入、1 項雑入。
歳入を終わります。
歳出に入ります。
452ページ、1 款サービス事業費、1 項居宅サービス事業費、ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 460ページをお開き願います。
2 項施設サービス事業費、ありませんか。

(な し)

●委員長（室崎委員） 次が466ページになります。2款1項予備費、ございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 468ページから470ページまでは給与費明細書です。ございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 総体的にありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（室崎委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

●委員長（室崎委員） 次に、議案第14号 平成18年度厚岸町水道事業会計予算を議題といたします。

1ページから審査を進めてまいります。

第2条、業務の予定量、ございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 第3条、収益的収入及び支出。

9ページをお開き願います。

収益的収入から審査を進めます。

1款水道事業収益、1項営業収益、ございませんか。

（「目いかないの」の声あり）

●委員長（室崎委員） 目いかないで項でやっていますが、目いきますか。

（「ここは目いった方がいい」の声あり）

●委員長（室崎委員）　ちょっと休憩します。

午後 2 時20分休憩

午後 2 時20分再開

●委員長（室崎委員）　再開します。

1 目給水収益、2 目受託工事収益。

2 項営業外収益、2 目受取利息及び配当金、3 目雑収益、ございませんか。

（な　　し）

●委員長（室崎委員）　収益的收入を終わり、収益的支出に入ります。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、1 目原水及び浄水費、ございませんか。

（な　　し）

●委員長（室崎委員）　2 目配水及び給水費、4 目総係費、ありませんか。

（な　　し）

●委員長（室崎委員）　5 目減価償却費、ございませんか。

（な　　し）

●委員長（室崎委員）　6 目資産減耗費、ありませんか。

（な　　し）

●委員長（室崎委員）　2 項営業外費用、1 目支払利息及び企業債取扱諸費、ございませんか。

（な　　し）

●委員長（室崎委員）　3 目消費税及び地方消費税、ありませんか。

（な　　し）

●委員長（室崎委員）　4 項 1 目予備費、ございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 収益的支出を終わります。

1 ページにお戻り願います。

第4条、資本的収入及び支出。

13ページをお開き願います。

資本的収入からまいります。

1 款資本的収入、1 項企業債、1 目企業債、ございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 4 項他会計補助金、1 目他会計補助金、ございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 5 項1 目工事負担金、ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 6 項1 目補償金。

(な し)

- 委員長（室崎委員） なければ、資本的支出に入ります。

1 款資本的支出、1 項1 目建設改良費、2 目総係費、3 目メーター設備費、4 目固定資産購入費、ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 2 項1 目企業債償還金、ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） なければ、2 ページにお戻り願います。

第5条、企業債、ございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 第6条、予定支出の各項の経費の金額の流用、ございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない諸費、
ございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 次に、第8条、たな卸資産購入限度額、ございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 5ページは資金計画であります。ございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 6ページから8ページは給与費明細書です。ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 総体的にありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（室崎委員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

- 委員長（室崎委員） 次に、議案第15号 平成18年度厚岸町病院事業会計予算を議題と
いたします。

1ページの第2条から審査を進めてまいります。

第2条、業務の予定量、ございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 第3条、収益的収入及び支出に入ります。

10ページをお開き願います。

収益的収入からまいります。

1款病院事業収益、1項医業収益、1目入院収益、ありませんか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 2目外来収益、3目その他医業収益、ありませんか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 2項医業外収益、1目受取利息及び配当金、ありませんか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 2目患者外給食収益、3目その他医業外収益、4目他会計補助金、5目雑収益。

収益的収入を終わり、収益的支出に入ります。

1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費。

8番。

- 音喜多委員 ここで、今年、新しく4月から院長を招聘して体制を組み直してやると。内科、外科、小児科、それから脳神経外科、整形外科、この5科目をやっていきますよと。この中で常備というか、常設と申しますか、おられるお医者さんは、5科目のうち常に毎日のように専門医というか、5科目の専門医がいるという形で取り組む予定でいるのか、その辺はいかがですか。

- 委員長（室崎委員） 病院事務長。

- 病院事務長（斉藤事務長） 4月の体制についてご答弁申し上げたいと思います。

常勤医といたしましては、内科が4名の外科が2名体制であります。2名のうちの外科については3カ月交代ですけれども、3カ月以上のものを常勤医としてカウントさせていただきまして、6名で、内科、外科、小児科を常設していきたいと思っております。ただ、小児科については、5月から標榜についてはしていきたい。ですから、4月時点においては内科で業務を推進してまいりたいと思います。

それと、臨時の専門家でございますけれども、現在、月に2回、札幌の循環器内科、さらには労災病院から脳神経外科が月に2回、さらに加えて、この4月から日赤病院の整形外科の専門外来ということで、毎週金曜日になりますけれども、午前外来を開催するという形に相なることになっております。ですから、基本的には常勤医で診療体制を賄うのは、5月以降の分も含めまして内科、外科、小児科ということに相なります。

以上でございます。

●委員長（室崎委員） 8 番。

●音喜多委員 そうすると、今の脳神経、それから整形、循環。循環は、これは当初あれには入っていなかったようなというか、病院の新年度の計画の中に入っていなかったようですけれども、この6科というか、放射線科とか、そういうのもほかにはあるけれども、具体的には6科でということですね。

それで、過去にも私、この診療というか、お医者さんの来る体制について、町民にどうやって、いかに知っていただくというか、あるいは定期的なというか、そういった形で専門医についての来る予定をきちっと把握できれば、患者さんとしても予定が立つのではないかという質問をさせていただきました。

今回もそういう形が改善されてというか、従前のように、いつ来るかわからんような形で、最近では特に防災無線の中で切ないくらい叫んでいますけれども、きちっとしたそういう予定が立つのであれば、患者の方もしっかりとそれに対応できる姿勢ができると思うんですが、その辺の取り組みとしてはどうなんでしょうか。

●委員長（室崎委員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 確かに平成17年度の中では、医師が退職し、さらには小児も含めて、その他科目も含めて医師を臨時出張医で賄ってきたという対応がありました。そういう中で防災無線を使いながら、医師等の確定ができないものですから、そういうPRをしてまいっております。

しかしながら、新年度、おかげをもちまして、5名の常勤医プラス3カ月の常勤医を病院の中できちんと体制をとることができましたので、これらも含めて、今までも町の広報を含めて何回かPRをさせていただいておりますけれども、4月号を含めて、この体制については、まずもって町民の皆さんにお知らせをするということで今取り組みをしております。ですから、特に町広報等の連携の中で、定期的にこの病院の状況を含めてお知らせをしていくことで物事を進めてまいりたい。

また、インターネットも含めて我々整備をしておりますので、インターネットの中にはきちんとドクターの診療の状況の曜日も含め入れられるように、4月以降、そのインターネット体制もきちんととってまいりたいと思っておりますので、ご理解を願いたいと思います。

●委員長（室崎委員） 8 番。

●音喜多委員 それから、もう一つ大事なことなんですけれども、よく医者の顔が患者ときちっと向き合ってお話しされているというか、医者の顔が見えたと、しっかりしたそういう形で取り組んでもらわないと、また最初、印象というんですか、医者との関係、その辺のところが非常に気になるところでございまして、おこがましい言い方です

けれども、先生にそんなことを言うのは失礼ですけれども、やっぱり患者にきちっと向き合って、しっかりやっていただけるような形を要請しておきたいなと思います。

今の院長代理先生は、なかなか町の評判としては、自分みずからが動いて、患者さんを動かさないような形でかけ持ってやってくれるという、非常に患者さんからそういったお褒めのというか、評判のいい答えが返ってくるんですけれども、やはりちょっとした、そういう自分がつらい立場で病院に行っているわけですから、ちょっとしたそういう印象でもって患者のとり側というか、印象というのは非常に違ってくると思うんです。その辺のところはやっぱり患者としては、本当に生身のお願いする立場では非常に印象はいいわけですから、そういったことでは、今回が本当に名誉挽回になるのかどうかわかりませんが、過去にも何回こういうふうに繰り返して新しいスタートを切ってはきているけれども、何カ月かたつとまた、過去にもそういうことばかり繰り返してきたような気がしてならないものですから、ぜひしっかりと事務長にお願いしておきたいなというふうに思います。

●委員長（室崎委員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 私、事務長になって1年なんですけれども、2年間、実はドクターの説明責任も含めて数多くの苦情が寄せられております。冊子になるぐらいあります。最近、実は含めて、こういう件数は減ってまいっております。いずれにいたしましても、今の患者の立場に立った医療ということを目指して医師招聘を町長を先頭にやっておりますので、そういう立場で医師も今後の診療に当たるべく方々がこの4月から配属になるというふうに私どもも思っておりますし、そういう意を持ったドクターであるというふうに認識しておりますので、今の議会の議論、今までの議会の議論も含めてドクターに伝えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

1目の給与費、他にございますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先に進みます。

2目材料費、3目経費。

8番。

●音喜多委員 町立病院の状況というか、経営状況については、私ども重々承知してございます。病院の中の努力もかなりやっというふうには思っています。仕事の切り分けの中で、過去には清掃やら医療事務あるいは給食等をそれぞれ切り出して委託化しております。今回、新たに介護療養病棟の看護補助者派遣業務委託費、それから夜間受付等の業務委託と。

今度は、夜間受付は別にしても、夜間においても看護補助者派遣業務ということでの、どこからどういう形でこの仕事を委託させて、それに問題はないと私は思いますけれども、問題はないのでないかと思いますが、こういった新たな委託業務で事実上に患者さんと申しますか、療養されている方を見ていくことになるわけですが、その辺のところ、どういう仕組みでやってこられるのか。それはどういうメーカーというか、そういう業者さんがいらっしゃるんだろうと思いますが、どういう状況でやられるのか。

それから、夜間受付業務、これがまた変わりつつあるというか、委託というか、そういう形で出されると。いずれにしても、給食にしても、あるいはこの夜間受付、あるいは介護の今言われたことも指名競争入札なのか、こういう入ってくる段階でですね。あるいは、どういう競争入札でやってきているのか。いずれにしても、その辺のところを詳しくまずお知らせください。

●委員長（室崎委員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 今、質問者がおっしゃいますとおり、夜間業務と介護病棟の看護助手の派遣については新たな取り組みというふうになります。ただ、介護病棟につきましては、今までの職員の中には資格者、無資格者、これは介護でございますので、介護病棟を持ってございますので、我々は最低でもいわゆる特老、デイサービスで行っている2級ヘルパー以上という方々が業務を含めて、そういう経験を持ちながら業務をしていくのがこの介護病棟でないかなというふうに考えております。ですから、そういう方々をまずこの介護病棟の中で雇っていきたいというのが基本であります。

そういう中で、これは介護を教えている、または実践している業者さんの中で、これは随意契約の中で物事を進めさせていただいております。これはなぜかといいますと、内容的なノウハウもございまして、人材を確保できるかどうかという問題もありますので、これについては随意契約をさせていただいたということでもあります。

それと、夜警、さらに清掃、給食については指名競争入札であります。これについては、3年間の長期契約ということで行いました。給食業務につきましては、特老、デイと町立病院が一括発注ということで経費の節減含めてできるかどうかということも含めて検討して、一括発注した結果、清掃、給食では病院としては548万9,000円の減、さらには夜警については長期発注ということ。これは实际的に夜警業務については、今まで時間が7時半なり8時ということのいわゆる門を閉める時間があるんですけども、過去においてはその時間というのは10時も11時もあけっ放しという状況でありました。それも含めて、夜警のあり方も含めて検討させていただいた。要するに、面会時間は7時半なら7時半、8時半で閉めますよ。施錠しております。これは管理面も含めて必要ですから、そういう形できちんとした管理をするということを夜警の方でやっていく。さらには、不必要な見回り含めての見直しをした結果、そういう形で、これも指名競争入札をさせていただいて、今まで直営でかかっていた1,500万円程度の経費を700万円ぐらい減額する形に相なっております。

それと、医事事務クランクですけれども、これは今年度、随意契約をさせていただいております。これはなぜかといいますと、今年度大きな医療改正がありまして、ここで

業者を動かすのはどうなのかということもありまして、随意契約をさせていただいた。

しかしながら、この医事クラーク業務の中身を我々としては見直させていただいております。病院の場合は午前中なり３時半まで非常に、また午後休診という時間もありますので、非常に波がある勤務形態であります。常勤で一日人を使うという考え方は私どもとしてはいかがなものかということで業者に投げかけさせていただきまして、要するに休みのときは人が要らないわけでありますから、ゼロというわけにはいきませんが、そういう形の中での節減を含めて医事クラーク業務の見直しをしております。昨年度2,800万円ぐらい契約をしておりますけれども、今年度の契約の中では2,400万円ということで、360万円ぐらい減額になっているということに相なっておりまして、業務委託、アウトソーシングの強化、推進ということで、昨年度、17年度は360万円ぐらいの削減効果でしたけれども、新年度さらにプラスして約2,000万円、合わせまして2,300万円がこの予算の中に反映されているという内容になっております。

以上でございます。

●委員長（室崎委員） ８番。

- 音喜多委員 介護療養病棟の看護助手ということ、これはある程度そういう心得がなければ、だれしものが、だれしものがというか、おいそれとはいかないだろうという。それで特殊な形なんだろうけれども、２級ヘルパーを使っていきたいということですが、これは随意契約されるというところは、すると、そういうきちとした人材を派遣する業者さんとの契約というふうに見えていいわけですね。

今、ニチイだとかコムスンだとか何とか、いろんな業者さんというか、そういうところがこういった派遣事業をやっているようですけれども、そういうところできちっと責任持ってやるということは確定しているというか、そういう認識でいいわけですね、病院の方も。

それから、夜間の受付業務の関係について、これは夜間ということの書き方をされていきますけれども、ふだん、祝祭日、土曜日等行くと事務方の方はもうほとんどいないわけですから、夜間というだけでなく、そういう日祝祭日あるいは年末始、そういったところもこの業務でやっていただくということですね。

これらもやっぱり間違いなく、今、病院庁舎の管理上の問題やら時間帯のことを言っていましたけれども、いずれにしても、これらについても、きちとしたところがきちっとやっていくよと。

１つちょっと、今までの様子を見てみると、いわゆる夜間の救急で入ってこられた場合に、今、直営でやっている部分では、直営というか、泊まりの方々がやっていらっしゃるようですけれども、カルテを出したり、カルテをつくったりということは、医療事務的な作業もすることになるわけですから、そういったことも今の夜間というか、夜間受付業務の中に入ってやっていただくというふうに見えていいんですか。

●委員長（室崎委員） 病院事務長。

- 病院事務長（斉藤事務長） 夜間については、カルテ出しといいますけれども、それも含めてやっていただく。これはそういう、これは釧路市を含めての病院がやっている実績の業者を含めて指名をさせていただいているということでもありますし、逆に言いますと、給食、清掃も病院実績含めて持たれている、大きな病院のいわゆる委託業務をやっている業者の指名をさせていただいております。

言われるとおり、これらの夜警、今、厚生病院等々をやっている業者、市立病院をやっている業者が今回、何というんですか、落札したわけでございますけれども、いずれにいたしましても、それらの経験を持っている。行うのはそこで働く人材になるわけでございますけれども、基本的にはそういうことにたけている業者を指名競争入札等々をやらせていただいたという内容になっている状況であります。

- 音喜多委員 いいです。

- 委員長（室崎委員） よろしいですか。

3目の経費、他にございませんか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） なければ、先に進みます。

4目減価償却費、ございませんか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 5目資産減耗費、ございませんか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 6目研究研修費、ありませんか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 2項医業外収益、1目支払利息及び企業債取扱諸費、2目医療技術員確保対策費、3目雑損費、4目消費税及び地方消費税、5目繰延勘定償却、ございませんか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 3項1目予備費、ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 1 ページにお戻り願います。

第4条、資本的収入及び支出。

15ページをお開き願います。

資本的収入からまいります。

1 款資本的収入、1 項補助金、1 目他会計補助金、ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2 目国庫補助金。

資本的支出に入ります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目固定資産購入費、ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2 項1 目企業債償還金、ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2 ページにお戻り願います。

第5条、一時借入金、ございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 第7条、他会計からの補助金、第8条、たな卸資産購入限度額。5 ページは資金計画であります。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 6 ページから9 ページまでは給与費明細書です。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 総体的にありませんか。

3 番。

●南谷委員 委員長、病院事業会計、収入、支出、表裏一体の部分もございます。款項目ですと、それぞれ何というんですか、総体的にこの場で質問をすることをお許しいただきたいと存じます。

●委員長（室崎委員） よろしいです。どうぞ。

●南谷委員 それでは、平成16年度決算時点で3億7,005万4,000円の赤字が発生しておりました。累積で約8億円だったと思うんですけれども、これ時点から今年度、平成17年度の決算見通しについて、まずどのようになるのかなと非常に私も危惧しておるわけですが、この決算見通しの、この前、補正やったばかりなんですけれども、この見通しの数字、それから累積の赤字がどのようになるのか、まずもってお尋ねをさせていただきます。

●委員長（室崎委員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 補正予算を可決していただきましたけれども、病院事業収益、病院事業費用。病院事業収益では、予算ベースですけれども、11億1,600万円を予定しておりまして、病院事業費用では13億9,600万円ということであります。そうなりますと、経常損益では2億7,900万円程度の赤字、これは予算ベースでございますけれども、になるということであります。前年度から比較いたしますと9,059万4,000円程度、収支の改善が単年度されているわけでございますけれども、いかんせん、いずれにしても2億7,900万円の赤字。そうなりますと、平成17年度末では10億8,000万円の累積赤字になると、欠損金になるという状況に相なります。

いずれにいたしましても、今、予算ベースでお話しさせていただきました。この2億7,900万円、前年度3億7,000万円でございますから、我々といたしましては、この数字からいきますと9,059万4,000円の改善というふうになりますけれども、今、外来、入院、もう支出については大体決まっております。あとは収入の伸びでどうなるかということがございますけれども、何とか1億円台の収支改善ができないかということで医師含めてお願いしているところでございますけれども、入院については若干ふえておりますけれども、外来について、実は処方の関係で、ドクターがやめられて長期処方をしているという状況がありまして、患者が5月まで来ないという状況に相なっております。ですから、その辺も含めて状況がありますけれども、2億7,900万円以下に抑えられる形の中で今動いているということでご理解願いたいと思います。

●委員長（室崎委員） 3番。

●南谷委員 そうしますと、現時点では約9,000万円ぐらい。最終的には、不確定要素があるので、もう少し伸びるのかなという理解をさせていただいたんですけれども、たしか一般会計からの繰り入れというんですか、3条、4条分あるんですけれども、約3億円

弱という認識を持っています。今年も補正の関係では、たしか余り変わらない数字の中で来ておると。そうすると、昨年と今年度で約1億円近い、1億円になるかどうか別にして収支の改善がなされた。大変ありがたいなという思いでいるんですけども、この一番の大きな要因というのは何だったんですか。

●委員長（室崎委員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） これは大きな要因というのは、この中に、一般会計もそうでございますけれども、10%の給与費の削減があった。これは4,100万円ほど、この中に含まれるというふうに思いますけれども、そのほかに、今までの議論の中で、いわゆる医療スタッフ含めて増員を計画してございました。平たく言いますと重厚な看護というんですか、3対1から2.5対1もしくは2対1の看護をするということで前事務長等は答えていたかと思えますけれども、この病院にそういう看護が要るのかどうなのかということも含めて、これは標準の看護ということで今、我々は考えておりまして、そういう意味からすると、それらの採用については手控えさせていただいたという状況があります。そういう形の中の人件費の抑制が給与費カット以外で大きくウェートを占めているというのが実態であります。

ただ、経費につきましては、既に契約行為が、私ども4月に拝命いたしましたけれども、終わっておりまして、大きな経費の節減というのはでき得なかったということであります。

また、収入の関係につきましても、いろんな形の中で患者数の増ということで計画をしたようでございますけれども、これも実際的に医師の退職等々、それと病院に対する信頼が失われたということで、この収入の確保はできなかったという状況になっておりまして、人件費の抑制が大きな要因であります。

●委員長（室崎委員） 3番。

●南谷委員 何といたっても企業会計でございますから、最終的に私は数字でございます。事務長がかわられて1年はたったと思うんですけども、行ってその日からというわけにはいかないだろうし、まだまだ、先ほどの説明も聞いておったんですけども、よく頑張っていたんだという気がいたします。

そこで、今年度、平成18年度の計画の立案に当たりまして、結論から申しますと、経常損益がプラス1万7,000円になっておるんですよ。そうしますと、病院の事業収益13億1,500万円、費用の方が13億1,500万円、やや同じような数字で、最終的には1万7,000円のプラス、こういう計上をされております。

なかなかこの数字というのは、国に対することもあるんでしょうけれども、一遍にこの数字には私も厳しいものがあるという理解はしておるんですけども、少なからず18年度に向けて、今も説明を聞いておったんですけども、民間委託も含めて医業収益の関係でこれから取り組んでいかれるものというものを総体的に、何と何があってこのような数字になるんだというものをある程度示していただきたい。

さらには、費用の方でございます。6番、佐藤議員も、今年だと思えるんですけども、昨年、一般質問でもしておりました後発医療の関係の薬の関係、これらについての取り組みだとか、どのような方法で費用の関係も含めて取り組んでいくのか。実際にどんな手だてでこのような数字に組み立てをされたのか。計画的な考えがきっとあると思うんですが、この辺の動向について、考え方、計画について説明をしていただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 病院事務長。

●病院事務長（齊藤事務長） 平成18年度予算編成に当たって、その組み立て方のご質問でございますけれども、これは提案理由の説明でも申し上げましたけれども、収入につきましては、平成15年度決算を参考にさせていただいた入院患者もしくは外来患者を見させていただきました。これは過去に実績のある数字であります。しかしながら、この2年間、患者数、入院、外来とも毎年毎年減少しているという実態があります。

また、先般の一般質問の中でもございましたけれども、病院が患者に信用されているのかというご質問をいただきました。そういうことを含めて、やはり立て直ししていかなくちゃならない。それには我々としては時間がかかるだろうというふうに思っております。その15年段階までの数値に上げられれば、これはいいことですが、我々としてはそこまではいかないだろうという見込みも一つ立てているのも事実であります。

そういう中で、この支出の関係でございますけれども、支出の予算については、この2年間で、2年間ということは、1年間で、新年度も含めて、既に業務の契約も含めて長期契約ができるようになりましたので、既に進めている数字でありますし、実現可能な数字というふうに思っております。ですから、医業費用については、今後の中で人件費の増減等が若干あるかもしれませんが、基本的に経費関係についてはこのままいけるだろうというふうな、大きな修繕が出なければいけるだろうということで考えさせていただいている。ですから、人件費については、17年度当初予算から比べますと、約1億円ぐらいの人件費関係の見直しをしているというのが実態であります。

それと、先ほども質問がありましたけれども、業務委託関係の中で17年度で360万円の取り組みがありましたけれども、18年度は1,900万円でございまして、2,300万円の業務委託の関係の経費の削減。これは既に契約等々が終わっておりますので、そういう形になっていくだろうと思います。

それと、特に今まで、聖域と言ったら語弊がありますが、薬品及び診療材料費の節減であります、これがなかなか進んでいなかったということの実態があります。医療の報酬改正の中ではジェネリック薬品の明記をするようなことで、要するにカルテの中に書かれるようになりますので、患者さんの要望があれば、その辺も含めて進めていけるだろうというふうに踏んでおりまして、最低でも5%の削減を、これは薬局長含めて既に協議に入っております。ですから、今までいろんな薬品、採用薬品、ジェネリック薬品の品目の増加だとか、薬品効率、診療材料費関係の購入のあり方について、これはもう新年度真剣になって取り組まなくちゃならない項目はここにあります。ここで約5%、1,000万円を要するに支出から、要するに今までから削減をしようというふうに考え

ております。

また、その他経費といたしましては、いろんな意味での関係をやってきておりまして、特に、実は病院の医事関係の、医者のカルテを出すオーダリングシステムというのがあ
るんですけれども、指示書があるんです。これは耐用年数が来ております。しかしなが
ら、これを取りかえると億という単位の経費がかかりまして、年間で割っても2,000万円
とかという数字になるわけでありまして。これについて平たく言いますと、コンピュータ
ーのシステムであります。既に当時、5年、6年前のシステムですから、今のウインド
ウズではないわけでありまして、前のウインドウズということで、システムもないとい
うこともありましたけれども、これについては、この器械を使えるだけ使おうというこ
とで、今年度リース契約が切れますと同時に、毎年これは更新をしておりました。しか
しながら、この更新を延期するというところで延命策を図って、ここで約1,500万円ぐら
い経費の節減をしております。これは、将来的にはこのオーダリングシステムは取りかえ
ななきゃいけないんですけれども、できるだけ延命をしますと。

ただ、これはコンピューターシステムですから、ミラーリングというんですか、含め
て、ハードを買ってミラーリングをかけようと思っておりますけれども、そういうこと
も含めて、壊れたときにはそちらを立ち上げるということも含めて、今のシステムを使
っていこうと思っております。

このシステムは、実は釧路市立病院の進んでいるシステムであります。聞いてみまし
た。釧路市立病院のいいシステムを何ですぐ取りかえななきゃいけないかということも含
めて議論した結果、延命を図るということでありまして、いましてこれについては、あ
とは120万円ずつ払っていけば使えるわけございまして、そんなことを考えているとい
うことであります。

大きく言うと、そういう経費の見直し等々、細かく言うとかかなりあるんですけれども、
そういうことを含めて物事を進めてまいっております。

それと、いずれにいたしましても、入院、外来患者の状況によるわけございすけ
れども、ある程度、小児科もしくは整形外科等々、それと消化器の専門医も実はこの4
月から常勤医になります。そういう意味では、今まで消化器については1週間に1回だ
とか月に1回だとかということで、過去には森先生が来ていただいて診療していたとい
う経過がありますけれども、それも常勤医になるということで、収益的には、人数的に
は医業収益は伸びるだろうというふうに思っておりますけれども、この患者数、平成15
年度までにはいかないだろうというふうに思っております。

そんな中で、今の状況で判断いたしますと、来年度も、来年度の話を今からするのは
早いわけございすけれども、収支の帳じりを合わせることは非常に難しいというこ
とは言えるのかなというふうに思っております。

以上です。

●委員長（室崎委員） 3 番。

●南谷委員 計画は、昨年も私、非常に大きな声で質問させていただいたんですけれども、
当初予算というものが大きく異なって、決算時点と違って来るんですけれども、今聞き

ましたら、今年の決算見込みもある程度数字が詰まってきた。18年度の計画についても、改善するものも、8番さんも質問されておったように、ある程度前向きにしっかり取り組んでおるなという気がいたします。

そこでお尋ねするんですが、一般会計からの繰り入れの関係。事務長は先般の説明で一つの法則化というんですか、そういう説明がありました。この平成18年度の繰り入れの関係で、17年度と実質どのような関係、対比すると意味合いを持っているのか、この辺も含めて説明をしていただきたいと存じます。

●委員長（室崎委員） 3番さん、まだ少し質問続きますね。

●南谷委員 はい。

●委員長（室崎委員） それじゃ、すみませんが、ここで休憩をとらせてくださいませんか。

●南谷委員 はい。

●委員長（室崎委員） 休憩します。

再開は3時45分からといたします。

午後3時05分休憩

午後3時46分再開

●委員長（室崎委員） 再開します。

総体についてのところでの3番、南谷委員さんの質問というところで休憩に入りましたので、答弁からお願いいたします。

病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 一般会計からの病院に対する補助金、不採算経費に対するルールづくりということで、新年度に向かいまして財政当局と協議をさせていただきました。

平成17年度の状況は、決算見込みでいきますと3億466万4,000円の繰り出し、全体でございますけれども、いただきました。それが新年度では3億3,439万6,000円でありますから、繰り入れといたしましては、2,973万2,000円の決算ベースの予算から比べますと増額というふうに相なっております。しかしながら、この繰り出しには建設改良、長期債の償還金も含んでおりまして、3条という収益的収入から見ますと、平成18年度の繰り入れは4,523万円になっております。これは病院の償還金関係が減っている、逆にそれらのものを収益で受けているという形になっている状況であります。

このルールづくりの中で、これは公営企業の繰り出し基準というのがありまして、そ

ういう中で議論をさせていただきました。これは過去からそうなんですけれども、病院建設改良の元利償還金、これについては法定ルールも含めて不採算として出させていただきますよと。

それと、医師確保対策に係る経費、これが従前は負担金というんですか、医療の振興財団に伴う負担金しかいただいておりませんでしたけれども、これについてのルール化を新年度はさせていただいたという内容になっています。これは、やはり札幌市近辺のドクター、また釧路市、釧路郡部という中では、医師の医師給与自体が大きく差がある。平たく言いますと、1,000万円でこの地区にドクターが来るかという、そういう状況はないということで、要するに郡部に行くに従って医師の単価が上がっているということを算出させていただいたということになっております。

それと、救急医療の不採算部門、これは夜間、土日、祝日を含めた救急体制を、この見直しをさせていただいたという内容になっています。これは医師の人件費、さらにはレントゲン技師も夜、検査技師も夜、祝日、土日含めて待機をさせ、業務をさせております。それと、看護師も当然させておりますので、それらと救急ベッドの確保、それらの経費をルール化させていただいたということで、これが従前であれば過去の積算数値の中で行われたわけでございますけれども、実数に合わせて、これらを行った収益が出るわけでありまして。夜、業務をやりますと収益が出ますけれども、それを差し引いた額をきちんと算出させていただいた中で、これらの不採算の部分として救急医療の分を算出させていただいた。

それと、共済組合の追加費用もしくは退手の追加費用に対する費用のルール化ということで、これも従前行っております。これは従前どおりやらせていただく。

それと、保健衛生行政事務、これはどちらかというと今までどんぶりというか、しっかりした計算根拠がなくてやっておりました。それを、これは17年度から、今回の17年度の補正予算の中でもこれについては直させていただく。要するに、医師がこの業務に携わった段階の経費がかかるわけでございますので、これを明確に算出させていただいたということでありまして。

それと、医師、看護師の研究研修費、それと医療器械に要する経費、これも従前、基準として算入していただいておりますけれども、これらを平成18年度の中の見直しをさせていただいたという内容になっています。

ただ、このほかに公営企業の繰り出し基準といたしましては、高度医療に対する経費、小児医療に対する経費、リハビリテーション医療の実施に要する経費等があります。そういうものもありますし、減価償却の問題、累積赤字の問題、議会の中でも診療報酬マイナス改定の状況に対する状況という、病院の立場としては賄い切れない経費というのがあるんですけれども、これらについては財政等が好転した段階で協議をしていくということの中で先延ばしになったものもありますけれども、約3,300万円の増額ということで、当面のルール化というんですか、不採算に対するルール化をさせていただいたと。この経費は赤字補てんという立場ではなくて、こういう地域の病院が行っていく不採算経費ということで明確化をさせていただいたということになっておりますので、ご理解を願いたいと思います。

●委員長（室崎委員） 3番。

●南谷委員 粗々数字を教えていただいたんですけれども、先ほどもお聞きしたし、説明をいただいたんですけれども、いずれにいたしましても、事務長も1年間頑張ってくられて、収支の改善がおおよそ9,000万円ぐらい経常収益で改善されてきた。1年間ということなんですけれども、実際行ってすぐというわけにもいかないし、今後に向けてもやはりきちっと計画を立てておられるということで、この平成18年度の計画の立案に至った。ぜひ、計画ですから必ずしも100%とはいかないまでも、特に収益の方については病院会計特有のものがございます。ですけれども、支出の関係につきましては、一つ一つきっちりと立案されたことを実施されて、厚岸町の病院会計が健全になるように一層努めていただきたいと存じます。

特に心配な部分というのは、せっかく計画を立案されても、事務長なり町長部局の方で何ぼやきもきしても、全体で頑張っていかなければならないことなので、町民の皆さんにしっかりとその辺も理解をしていただいて、ぜひ頑張っていただきたいと存じます。

●委員長（室崎委員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） これは、この1年間の中で内部で積み重ねてきたことであります。いろんな議論をしてまいりました。それを新年度予算に反映すべく何とかここまでこぎ着けてきておりますので、その努力も見ていただきたい。

ただ、それと含めて、私たちの病院として、特に今までの病院の管理運営の中で、町民の皆さんにまずもってもう少し信頼を得られる病院をつくらなきゃいけないということがあります。それが今後の収益への道筋というふうに思っておりますし、我々は病院を守るということだけでなく、町民の方々に理解される病院づくり、それと、先ほども議論がありましたけれども、特に保健・福祉関係との連携、それと一緒に医師が出向き、町民が理解できる業務推進ということを考えてまいりたいというふうに思っております。これは事前に何点か新たに迎える院長とは打ち合わせしておりますけれども、新院長も忙しい方でございますので、今の段階でまだ助教授という立場でございますので、詳しい打ち合わせはしておりません。そんな中で、赴任してからきちんとした形をつくってまいりたいと思いますので、ご理解を願いたいと思います。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

●南谷委員 はい。

●委員長（室崎委員） 総体、他にございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●委員長（室崎委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

●委員長（室崎委員） 以上で、本予算審査特別委員会に付託されました予算 9 件の審査は全部終了いたしました。

よって、平成18年度各会計予算審査特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3 時56分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成 1 8 年 3 月 2 0 日

平成18年度各会計予算審査特別委員会

委 員 長

副委員長